

経済センサス - 基礎調査に関する研究会報告
(案)

平成 24 年 3 月
総務省統計局

目次

はじめに	1
第1 平成21年経済センサス - 基礎調査の実施状況について	2
1 事業所・企業統計調査からの課題と新たな取り組み	2
(1) 調査対象事業所の的確な把握	2
(2) 正確な企業単位名簿の作成	2
(3) その他	2
2 平成21年経済センサス - 基礎調査の実施状況	3
(1) 行政記録情報の活用	3
(2) 調査手法	3
(3) その他	4
第2 経済センサス - 基礎調査の検討課題について	5
1 調査手法	5
(1) 事業所単位の調査手法における整理	5
(2) 企業単位の調査手法における整理	5
(3) 今後の調査手法の検討	5
2 オンライン調査の導入	6
3 調査事項	6
4 商業統計調査との同時実施	6
第3 平成26年経済センサス - 基礎調査の試験調査について	7
1 試験調査について	7
2 試験調査の実施概要	7
(1) 調査の名称	7
(2) 調査の期日	7
(3) 調査の対象	7
(4) 調査方法及び調査の流れ	8
(5) 主な検証事項	8
第4 企業ヒアリングの実施状況及び検討会における主な意見について	11
1 企業ヒアリングの実施状況	11
(1) 企業構造の事前把握に係る主な意見	11
(2) 事業所ごとの調査に係る主な意見	11

2	経済センサス - 基礎調査に関する検討会における主な意見	13
第5	平成26年経済センサス - 基礎調査の実施方法等について	14
1	調査の目的	14
2	企業構造の事前把握	14
(1)	調査対象	14
(2)	調査の期日	14
(3)	報告の単位	14
(4)	調査の流れ	15
3	事業所ごとの調査	15
(1)	調査対象	15
(2)	調査の期日	15
(3)	報告の単位	15
(4)	調査の流れ	16
4	調査事項	17
第6	平成26年経済センサス - 基礎調査に係る今後の検討の進め方	18
1	試験調査の分析及び評価	18
2	検討会の開催	18
3	商業統計調査との同時実施	18
	参考資料	19

はじめに

これまでの事業所・企業を対象とした大規模統計調査は、複数の府省が業種ごとにそれぞれ異なる時期に実施しているものが多く、調査対象事業所・企業の負担が大きくなっているとともに、近年増大しているサービス産業をカバーする統計調査が少ないなど、国内総生産（GDP）を推計するための基礎資料としても不十分な面があった。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（いわゆる「骨太の方針」）（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、GDP 等の経済統計の精度向上や、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備を図るという観点から、経済センサスの実施が提言された。これに基づき関係府省等において検討を行い、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、平成 21 年 7 月に第 1 回経済センサス - 基礎調査が実施、平成 24 年 2 月には、経理項目の把握に重点を置いた経済センサス - 活動調査が実施された。

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることとなるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の基礎情報を確実に補捉することにより、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められている。

「経済センサス - 基礎調査に関する研究会」は、平成 22 年度から 2 か年に渡って、延べ 8 回開催し、第 1 回経済センサス - 基礎調査の実施状況を踏まえ、次回調査の実施に向けた調査の在り方について検討を重ねてきたところである。

本報告書は、今後の経済センサス - 基礎調査が円滑に実施され、事業所・企業を対象とした各種統計調査の実施基盤が適切に整備されることを期待して、これまでの研究会における検討状況を取りまとめたものである。

第1 平成21年経済センサス - 基礎調査の実施状況について

1 事業所・企業統計調査からの課題と新たな取り組み

従来の事業所・企業統計調査では、調査員が担当する調査区内をくまなく巡回し、調査対象事業所を確認の上、調査票を配布・回収する事業所単位の調査を実施していた。しかし、SOHOなど外観からは把握が困難な事業所・企業の増加に伴い、調査員の目視だけでは正確な事業所の捕捉が困難であること、また経理項目の把握に重点をおいた平成24年経済センサス - 活動調査（以下、「活動調査」という。）は、事前に正確な企業単位名簿を作成する必要があることから、平成21年経済センサス - 基礎調査（以下、「基礎調査」という。）の実施に当たっては、以下の点について新たな取組を導入した。

(1) 調査対象事業所の的確な把握

SOHO等、外観からでは把握が困難な事業所・企業の増加に伴い、調査員の目視だけでは新設事業所の捕捉が困難であったことから、基礎調査では事業所情報の捕捉率の向上を図るため、商業・法人登記簿等の行政記録情報を活用して、平成18年事業所・企業統計調査で把握されていない事業所・企業を調査事業所名簿に追加した。

(2) 正確な企業単位名簿の作成

経理項目の把握に重点を置いた活動調査の実施に当たって、本社等でなければ経理項目の記入が困難な事業所も多いことから、活動調査を円滑に実施するためには、企業単位の正確な名簿が必要となる。しかし、従来の本社等への名寄せによる方法では、精度的に一定の限界があることから正確な企業単位名簿の作成が困難であった。これらの状況を踏まえ、基礎調査では本社一括調査を導入し、本社側から傘下支所事業所等を捕捉することによって、正確な企業単位名簿を作成することとした。

(3) その他

- ・記入者側の回答の利便性を高めるため、従来の紙の調査票以外に電子媒体調査票及びインターネットによる回答方法を導入した。
- ・行政記録情報から追加された事業所及び本社一括調査によって得られる傘下支所事業所等について、調査区への対応づけ（調査区同定）を行うために、調査区の基準を従前の国勢調査の基本単位区から町丁字基準に変更した。これに伴い、調査区の全面設定替えを実施した。

2 平成 21 年経済センサス - 基礎調査の実施状況

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記簿の活用により、従来把握が困難であった事業所を新たに相当数把握することができた。一方で商業・法人登記簿から追加した事業所については、平成 18 年事業所・企業統計調査の結果データと照合を行った際、名称と所在地のわずかな表記ゆれ等により、同一と思われる事業所が別の事業所として調査事業所名簿に記載される事例が発生したため、実査時に混乱を招いた。更に、行政記録情報から追加した事業所の活動状態については、調査員が調査対象の事業所を外観から確認し、「活動状態不明」とした事例が多く発生するなどの問題が生じた。

行政記録情報については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）等を踏まえ、今後も労働保険情報等の行政記録情報を活用した事業所・企業の新設・廃業情報及び事業所の内容等の整備方策について、更に検討を進める必要がある。また、基礎調査の結果「活動状態不明」となった事業所については、次回の調査における調査事業所名簿への反映方法等について検討する必要がある。行政記録情報の活用については、平成 25 年 1 月に運用が開始となるビジネスレジスターの整備情報と密接に関連しており、その整備方針の検討と併せて整理する必要がある。

(2) 調査手法

今回の本社一括調査の実施により、本社経由で新たな傘下支所事業所の捕捉が行われ、企業の本社・支社の関係が整理されたことは、活動調査の実施及びビジネスレジスターの整備に向けた大きな前進であった。その反面、本社一括調査を実施したことにより、以下のような問題が発生した。

○ 調査票の未提出の増加

→本社等の記入負担の増加等により回答拒否が増加し、回答拒否の企業については傘下支所事業所の調査票についても未回収となった。

○ 調査事項の未記入の増加

→支所等に係る調査事項のうち、従業者数の詳細な内訳については、本社等で把握していない場合もあり、調査事項が未記入で提出された事例が見受けられた。

○ 傘下支所事業所の記入漏れ

→事業所・企業統計調査の名寄せ結果では、精度的に一定の限界があったことから、傘下支所事業所等については、プレプリントすることができなかった。そのため、経済センサスにおける事業所の定義と企業側の認識のズレが生じ、過大又は過少報告と思われる事例が見受けられた。

○ 調査票と調査事業所名簿の照合

→調査員は、支所等も含めたすべての事業所について活動状態の確認を行い、調査事業所名簿を修正・補記している。この調査員が捕捉した調査事業所名簿と、本社等から捕捉された調査票情報に相違が見られ、全事業所数を確定させるに当たり、調査票情報と調査事業所名簿の照合による確認作業に多大な人手と時間を要した。

今回の基礎調査の結果を踏まえ、今後の経済センサスにおいては傘下支所事業所等のプレプリントが可能となり、傘下支所事業所等の把握漏れ等については改善されると思われる。しかし、経済センサスはビジネスレジスターの企業構造情報の基盤となること、また、活動調査をはじめとする産業関連統計調査への母集団情報の提供という基礎調査の役割上、調査票の未提出の増加及び調査事項の未記入の増加については、改善が必要であると考えられる。

(3) その他

今回の基礎調査では、傘下支所事業所数が一定規模以上の本社等から、回答の利便性を高めるために紙の調査票のほかに、電子媒体調査票又はインターネットによる回答方法を導入した。インターネットによる回答については、傘下支所事業所が多い企業ほど高い利用率となったことから、引き続き導入する方向で検討すべきである。

第2 経済センサス - 基礎調査の検討課題について

1 調査手法

基礎調査の結果は、ビジネスレジスターの企業構造情報の基盤となり、活動調査をはじめとする産業関連統計調査への母集団情報の提供として活用される。そのため、今後の基礎調査の調査方法については、平成21年基礎調査の実施状況を踏まえ、調査員が各事業所を直接訪問し、調査票を配布・回収する事業所単位の調査と本社等において傘下支所事業所に係る調査票についても一括記入する企業単位の調査の利点をそれぞれ整理する必要がある。

(1) 事業所単位の調査手法における整理

事業所単位での調査の場合、調査員が直接事業所を訪問することにより、①事業所の定義にそった正確な把握が可能、②調査項目の正確な把握が可能、③調査票の回収・集計が比較的容易等のメリットがある。

一方で、①本社・支社の関係が正しく認識されない、②調査員が確認困難な事業所は調査漏れとなりやすい、③企業単位の名簿を作成するためには名寄せの期間が必要であり、精度に一定の限界がある等のデメリットが挙げられる。

(2) 企業単位の調査手法における整理

企業単位での調査（本社一括調査）の場合、①本社のみで記入するため、記入内容が統一的である、②調査員では把握漏れとなりやすい事業所に関しても把握することが可能である、③名寄せの期間が不要等のメリットがある。

しかしながら、「第1 平成21年経済センサス - 基礎調査の実施状況について」で述べたように①本社の負担増による回答拒否の増加、②本社で把握していない調査事項に係る未記入の増加、③経済センサスにおける事業所の定義と企業側の認識のズレによる傘下支所事業所の把握漏れが発生する等のデメリットが挙げられる。

(3) 今後の調査手法の検討

基礎調査の調査結果は、事業所・企業を対象とした各種統計調査実施の母集団情報となることから、調査手法については、①全国すべての事業所・企業を確実に捕捉、②事業所ごとに正確な情報を把握、③正確な企業単位の名簿を早期に作成、④集計・結果公表の早期化及び事務の平準化、などを目的として、事業所ごとの調査と本社一括調査のそれぞれの利点を生かした調査手法を検討していく必要がある。

2 オンライン調査の導入

平成 21 年経済センサス - 基礎調査においては、国、都道府県又は市町村による直轄調査の対象企業約 1 万 5 千企業にオンライン調査を導入し、約 4 割の企業がオンライン調査システムを利用した回答を行っている。平成 21 年の直轄調査は、原則、支社数 10 以上の企業を対象としていたが、比較的規模の小さな事業所・企業についても、オンライン調査を導入することにより利便性が増すと考えられることから、オンライン調査の対象範囲については、これまで以上に拡充することを検討する必要がある。

3 調査事項

調査事項を検討するに当たって、基礎調査の結果は、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報として利用されることを踏まえ、「本社等から把握した方が正しく報告される調査事項」と「各事業所から報告した方が正しく報告される調査事項」のそれぞれの観点から調査事項を整理する必要がある。

また、ビジネスレジスターへの収録項目を踏まえた上で、調査事項を検討する必要がある。

4 商業統計調査との同時実施

平成 26 年には、事業所・企業を対象とする経済センサス-基礎調査及び商業統計調査という 2 つの大規模調査の実施が予定されている。このため、調査客体の記入負担や地方公共団体の事務負担等を鑑み、これらを同時に実施することを念頭に、当該調査の同時実施に係る調査対象事業所への調査票の配布方法、調査票様式、調査方法等について検討する必要がある。

第3 平成26年経済センサス - 基礎調査の試験調査について

1 試験調査について

平成26年経済センサス - 基礎調査においては、第5章で述べるとおり、平成25年に支所等を有する本社等を対象として、企業の本社・支社の関係を整理するための『企業構造の事前把握』を実施し、平成26年にはすべての事業所を対象として『事業所ごとの調査』を実施する併用案を有力な選択肢として検討している。

また、平成26年には、事業所・企業を対象とする「経済センサス-基礎調査」及び「商業統計調査」という2つの大規模統計調査の実施が予定されており、調査客体の記入負担の軽減や地方公共団体の事務負担等を鑑み、同時実施することを検討している。

については、平成26年経済センサス-基礎調査の実施に先立ち、『企業構造の事前把握』及び『事業所ごとの調査』に係る調査手法や調査事項、調査票の様式、調査の各段階における事務量等を実地に検証することを目的に試験調査を実施する。また、試験調査においても、商業統計調査との同時実施を行い、調査票の配布方法や同時実施に係る検証を行う。

2 試験調査の実施概要

(1) 調査の名称

平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査

(2) 調査の期日

平成24年9月1日現在

(3) 調査の対象

① 企業構造の把握

傘下支所事業所を保有する総務省が指定した約1,000企業

(ただし、傘下支所事業所数が100以上の企業を除く。)

② 事業所ごとの調査

以下の5都県10市区に属する経済センサス調査区から抽出した80調査区内の約3,000事業所

東京都千代田区、杉並区

新潟県新潟市、長岡市

兵庫県神戸市、姫路市

広島県広島市、呉市

福岡県福岡市、飯塚市

(4) 調査方法及び調査の流れ

① 企業構造の把握

総務省と委託契約を結んだ民間事業者が、調査対象企業に確認票を直接郵送し、記入済みの確認票を郵送により回収するか、オンライン調査により回答を得る。

・総務省（民間事業者）－調査対象

② 事業所ごとの調査

1人の調査員が2つの経済センサス調査区を担当し、担当調査区内の事業所に対して、調査票を配布し記入を依頼する。調査員が記入済みの調査票を取集するか、オンライン調査により回答を得る。なお、一部の調査区については、郵送回収も可能とする。

・総務省（経済産業省）－都県－市区－調査員－調査対象

(5) 主な検証事項

① 企業構造の事前把握

【調査方法】

○調査のスキーム

民間事業者を活用した調査の事務量や実施上の問題点について検証

○オンライン調査

オンライン調査を導入し、システムの利便性や利用率、記入状況について検証

○商業統計調査との同時実施

本社一括調査の希望確認の方法について検証

【調査事項】

○確認票レイアウト

全体の記入状況、回答状況を検証

○プレプリント事項

記入者の負担軽減のため、プレプリント事項を増やし、確認状況や修正状況について検証

○会社法人等番号、労働保険番号等の各種企業コード

ビジネスレジスターの効率的な整備のための照合キーとしての活用を検証

○法人等組織全体の前年総売上高

ビジネスレジスターの収録項目として調査することについて、回収率や記入状況を検証

○合併・分割状況

企業の合併・分割の状況について、記入状況を検証

○傘下支社事業所の正規雇用者数

本社等における記入の可否及び支所漏れ確認の活用の可否について検証

② 事業所ごとの調査

【調査方法】

○オンライン調査

オンライン調査を導入し、システムの利便性、回収率、記入状況及び回答状況の調査員への伝達手順について検証

○郵送調査

一部の調査区に郵送回収を実施し、回収率や記入状況に与える影響を検証

○商業統計調査との同時実施

名簿情報の産業分類に基づき、卸売業・小売業を営む事業所については商業調査票に、その他の産業を営む事業所については基礎調査の調査票にプレプリントを行い、あらかじめ調査書類を封入しておくことで、調査員が配り分けを行わない調査方法について検証

【調査事項】

○調査票レイアウト

全体の記入状況又は回答状況を検証

○プレプリント事項

記入者の負担軽減のため、プレプリント事項を増やし、確認状況や修正状況について検証

○事業所の従業者数

従業上の地位の「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の区分について、表記を変更した調査票を2パターン用意し、記入状況を検証

○前年総売上高

ビジネスレジスターの収録項目として調査することについて、回収率や記入状況を検証

第4 企業ヒアリングの実施状況及び検討会における主な意見について

1 企業ヒアリングの実施状況

原則、国内の傘下支所事業所数が100を超える企業から産業分類を勘案して選定した企業を訪問し、平成26年経済センサス - 基礎調査及び平成26年商業統計調査における本社一括調査等の調査手法や、新たに追加することを予定している調査事項及びオンライン調査の導入の可否などについて、ヒアリングを行った。

(1) 企業構造の事前把握に係る主な意見

【傘下支所事業所の確認方法】

○傘下支所数が多い場合、プレプリントの確認作業は大きな負担となる。事前に国が様式を提示し、企業において管理している情報を整理した上で提出する方が効率的である。

【支所の改廃状況】

○改廃がほとんどないため、プレプリントしてあると効率的に確認できる。
○支所等の改廃が激しいため、前回の情報からかなりの変更点がある。

【直営店とフランチャイズ店】

○直営店とフランチャイズ店を区別したリストを提供することができる。
⇒特定の大企業のデータ審査に有効なデータとなる。

(2) 事業所ごとの調査に係る主な意見

【調査方法】

○営業所の下に位置付けられる作業所等で調査票を記入することは困難である。
○事業所（店舗）に調査票を配布しても、本社に問い合わせや確認の連絡がきってしまうので、最初から本社一括調査の方が効率的である。
○本社に一括して調査票を配布されたとしても、従業者数の内訳など本社で記入できない項目があれば、支所に調査票を送付することになるので、初めから各支所等に調査票を配布する方が効率的である。

【経理項目】

- 企業全体の前年総売上高は把握できるが、各店舗の売上高となると難しいケースがある。
- 業種によって、売上高の定義を整理する必要がある。

【従業者数】

- 支所間の人事異動も激しく、本社では3月末日の数字しか把握していない。
- 各支所の裁量によって、臨時雇用者を採用しているケースがあり、本社では従業者数の内訳まで把握していない。
- 従業者数の説明について、「常用雇用者」という言葉は、聞き覚えがない。呼称ベース（正規雇用者）で分類した後で、契約期間別にとらえる方が分かりやすい。

【事業所の開設時期】

- 開設時期は、支所ごとに把握していないケースがある。

【オンライン調査】

- 回答方法の選択肢としてオンライン調査が利用できることは便利である。ただし、支所事業所の中にはパソコンのスキル面等の問題もあり、利用しないところもあると思う。
- 本社一括で回答するならば、オンライン調査を希望したい。その場合、一覧形式で入力できる様式を用意してほしい。
- 当社のセキュリティの問題もあるが、ある項目を入力しないと次へ進めないなどのオンライン特有の制限もかかることから、あまり利用したくない。
- プレプリント項目が多く、記入箇所が少ないため、オンラインで回答するより直接調査票へ記入した方が早い。

2 経済センサス - 基礎調査に関する検討会における主な意見

平成 26 年経済センサス - 基礎調査の円滑な実施に向けて、実査を担う地方公共団体を参集し、「経済センサス - 基礎調査に関する検討会」を開催した。

○日 時 : ブロック幹事県等 平成 23 年 10 月 27 日 (木)

政令指定都市等 平成 23 年 10 月 28 日 (金)

○出席者 : ブロック幹事県、東京都及び政令指定都市を有する都道府県

政令指定都市及び試験調査実施市

統計局経済基本構造統計課、経済産業省構造統計室

○議 題 : 平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に向けた検討状況について

平成 26 年経済センサス - 基礎調査試験調査の実施について

○主な意見等

【調査員の確保】

- ・平成 26 年経済センサス - 基礎調査について事業所ごとの調査を導入した場合、活動調査と比べて調査員の増員が必要となるが、現状は調査員の確保が困難である。調査員の事務負担軽減を考慮すると、平成 26 年経済センサス - 基礎調査においても本社一括調査を導入すべきではないか。

【経理項目の把握】

- ・事業所の捕捉に重点を置いた経済センサス - 基礎調査において、調査事項に経理項目を加えることにより、調査票の回収率や未記入の割合に影響が出るのではないか。

【オンライン調査】

- ・オンライン回答期間の終了後も調査客体から回答が見込まれるため、オンライン回答の期間は、できるだけ長く確保していただきたい。

【郵送回収の導入】

- ・郵送調査を全面的に導入すると、他の統計調査についても影響が出ると考えられるので、慎重に検討を進めていただきたい。

第5 平成26年経済センサス - 基礎調査の実施方法等について

平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成21年基礎調査の評価を踏まえ、その課題ができるだけ解決されるような調査手法を選択する必要がある。本年度の研究会において、平成26年経済センサス - 基礎調査の調査手法の有力な選択肢として、平成21年基礎調査で実施した企業単位での調査手法と従来の事業所・企業統計調査で実施していた事業所単位の調査手法を併用するという案について検討を行った。この併用案は、企業構造の把握と事業所の確実な補捉が可能となるとともに、平成25年1月の運用開始に向け、現在準備を進めているビジネスレジスターの情報整備の観点からも望ましいものであると考えられる。

本研究会において検討を実施した併用案の概要については以下のとおりである。

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

特に、経済センサス - 基礎調査の結果は、ビジネスレジスターの基盤となり、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報として活用されることから、事業所の確実な捕捉と企業構造の正確な整理に重点を置いた調査を実施する必要がある。

2 企業構造の事前把握

(1) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営、家事サービス業及び公務に属する企業を除き、傘下支所事業所を有する全ての企業を対象に実施

(2) 調査の期日

平成25年9月1日現在によって実施

(3) 報告の単位

国内に保有する傘下支所事業所の情報について、本社が一括して記入

(4) 調査の流れ

総務省（民間事業者）－調査対象

総務省と委託契約を結んだ民間事業者が、調査対象企業に直接郵送にて確認票を送付し、郵送にて回収を行う。

また、回答に関しては、Excel 形式の電子調査票を用意し、政府統計共同利用システムを介したオンライン調査も導入する。

【検討課題】

- ◆ 支社等の改廃が激しい企業については、実査時の影響も考慮し、調査員調査の調査対象名簿について事前整備を検討
 - 個別対応となるため、傘下支所事業所の規模に対応できる範囲に限定する必要がある、どのように選定するのか
 - 改廃状況の確認方法をどのように行うのか

3 事業所ごとの調査[※]

(1) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所を対象に実施

(2) 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在によって実施

(3) 報告の単位

事業所・企業ごとに、次のいずれかの方法により、調査を行う。

- (ア) それぞれの事業所ごとに調査票を記入
- (イ) 国内に保有する傘下支所事業所の情報について、本社が一括して記入

(4) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

① 調査員調査

総務省・経済産業省－都道府県－市町村－指導員－調査員－調査対象

② 本社一括調査

総務省・経済産業省（民間事業者）－調査対象

※なお、国及び地方公共団体の機関については、乙調査として、別の調査系統によって実施する。

地方公共団体の長が任命した調査員が、調査客体ごとに調査票を配布・収集する。
調査票の回収に当たっては、調査員による収集期間前にオンライン回答期間を設け、オンライン回答した事業所については、調査員が収集に伺わないしくみを検討する。
オンライン調査期間後は調査員の対面収集を原則とするが、近年の調査環境悪化を踏まえ、郵送回収についても検討する。

【検討課題】

- ◆ 傘下支所事業所の情報について、本社からの回答が確実に見込める企業については、国において本社一括調査を実施
 - 本社等からの回答が確実に見込める企業をどのように判断するのか
 - 調査手法の選定について、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか
 - 本社一括調査では、帳票形式の電子調査票である Excel 調査票を html 調査票とは別に作成する必要があるため、オンライン調査のしくみをどのようにするのか
- ◆ 大企業の本社等で、調査員調査では、担当者との面会が困難な事業所（本社）については、直轄調査の導入を検討
 - 対象事業所（本社）の選定方法をどのようにするか
 - 調査手法の振り分けについて、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか
 - 迅速かつ正確な調査票回収のために、配布・回収をどのようにするのか
- ◆ オンライン回答期間の延長を考慮したしくみの検討
 - 調査員の事務負担等を考慮して、調査の流れが複雑にならないしくみを検討
 - 調査員に対して、どのように回答状況を伝達すべきか

4 調査事項

企業構造の事前把握及び民営事業所を対象とした経済センサス - 基礎調査においては、次の表に掲げる事項を調査する。

調査・確認事項		事前把握	基礎調査	
事業所に関する事項	1	名称・所在地及び電話番号	○	○
	2	合併・分割状況	○	
	3	経営組織		○
	4	事業所の開設時期		○
	5	事業所の主な事業の内容	○	○
	6	事業所の前年総売上高		○
	7	事業所の従業者数	○	○
	8	本所の正式名称及び電話番号・所在地		○
	9	会社法人等番号	○	
	10	労働保険番号	○	
	11	EDINET コード	○	
	12	金融機関コード	○	
企業に関する事項	13	資本金等の額及び外国資本比率		○
	14	決算月		○
	15	持株会社か否か		○
	16	親会社の有無等		○
	17	子会社の有無等		○
	18	組織全体の前年総売上高	○	○
	19	組織全体の主な事業の種類	○	○
	20	組織全体の正規雇用者数	○	○
	21	傘下事業所の数	○	○
	22	傘下事業所の名称及び電話番号・所在地	○	
	23	傘下事業所ごとの正規雇用者数	○	

上記のうち一部については、平成 24 年経済センサス - 活動調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

【検討課題】

- ◆ 新たに追加した一部の調査事項について、把握内容、様式等を検討
 - 試験調査の回収率や記入状況を踏まえ、ビジネスレジスターの効率的な整備や、基盤情報の整備に向けた把握内容、様式等について検討
- ◆ 事業所の従業者数（従業上の地位）の表記について検討
 - 常用雇用者・臨時雇用者の調査票上の表記について、試験調査における記入状況やアンケート結果を踏まえて検討

第6 平成26年経済センサス - 基礎調査に係る今後の検討の進め方

1 試験調査の分析及び評価

平成24年に実施する試験調査では、オンライン調査による回答状況、事業所母集団データベースの効率的な整備に資する新たな調査項目の記入状況、調査票の設計及び商業統計調査との同時実施による調査の各段階での事務処理期間等について検証・評価を行う。

このほか、試験調査の対象となった企業・事業所に対し、調査に関する意見や調査票への記入のしやすさ等についてのアンケートを実施し、企業構造の事前把握及び本調査における調査方法や調査票のレイアウト、調査事項等を決定する際の有用な情報として活用する。

2 検討会の開催

平成26年経済センサス - 基礎調査の円滑な実施に向けて、調査の実施を担う都道府県や市町村との検討会を開催し、調査手法や調査事項に係る課題への具体的な対応策について、国と地方公共団体が連携して検討を行う。

3 商業統計調査との同時実施

平成26年に実施が予定されている商業統計調査との同時実施について、今後も引き続き、経済産業省と連携して検討を行う。

参 考 资 料

- 参考資料 1 . . . 経済センサス - 基礎調査に関する研究会について
- 参考資料 2 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施スケジュールイメージ
- 参考資料 3 . . . 平成 18 年事業所・企業統計調査と平成 21 年経済センサス - 基礎調査の概要
- 参考資料 4 . . . 平成 21 年経済センサス - 基礎調査 甲調査の主な流れ
- 参考資料 5 . . . 今後の経済センサス - 基礎調査の調査手法について
- 参考資料 6 . . . 事業所調査と本社一括調査の比較
- 参考資料 7 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査における調査手法の検討
- 参考資料 8 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に向けて
- 参考資料 9 . . . 調査実施における検討課題の整理
- 参考資料 10 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び平成 26 年商業統計調査のための
試験調査の概要
- 参考資料 11 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び平成 26 年商業統計調査のための
試験調査実施計画（案）
- 参考資料 12 . . . 企業構造の把握のための確認票（案）
- 参考資料 13 . . . 経済センサス - 基礎調査票 A（案）
- 参考資料 14 . . . 経済センサス - 基礎調査票 B（案）

参考資料 15 . . . 試験調査実施のポイント

参考資料 16 . . . 試験調査実施の流れ（企業構造の把握、事業所ごとの調査）

参考資料 17 . . . 企業ヒアリングの実施について

参考資料 18 . . . 企業ヒアリング等踏まえた本調査における取組案と今後の検討課題

参考資料 19 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査の概要（案）

参考資料 20 . . . 平成 26 年経済センサス - 基礎調査に係る今後の検討の進め方

経済センサス - 基礎調査に関する研究会について

1 目的

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることとなるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の名簿・基礎情報を確実に捕捉し、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められていることから、その在り方等について検討を行うことを目的として、経済センサス - 基礎調査に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討事項

- ・平成 21 年経済センサス - 基礎調査の実施状況の評価について
- ・平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施方法等について
- ・今後の経済センサス - 基礎調査の在り方等について
- ・その他

3 構成員

（座長）清水 雅彦	慶應義塾常任理事
廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学教授
森 博美	法政大学経済学部教授
菅 幹雄	法政大学経済学部教授
経済産業省構造統計室長	
統計局統計調査部長	
統計局統計調査部調査企画課長	
統計局統計調査部経済統計課長	
統計局統計調査部経済基本構造統計課長	
その他、経済基本構造統計課長が指名する者	

4 開催状況

<平成 22 年度>

平成 22 年 10 月 20 日	第 1 回研究会開催
平成 22 年 12 月 24 日	第 2 回研究会開催
平成 23 年 3 月 2 日	第 3 回研究会開催

<平成 23 年度>

平成 23 年 5 月 23 日	第 1 回研究会開催
平成 23 年 7 月 11 日	第 2 回研究会開催
平成 23 年 9 月 27 日	第 3 回研究会開催
平成 23 年 12 月 2 日	第 4 回研究会開催
平成 24 年 3 月 23 日	第 5 回研究会開催

平成26年経済センサス-基礎調査の実施スケジュールイメージ

	平成22年度			平成23年度									平成24年度									平成25年度									平成26年度									
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
全体の流れ				<p>企業ヒアリング</p> <p>試験調査承認申請</p>									<p>試験調査</p> <p>集計・分析・検証</p> <p>実施計画の策定</p> <p>統計委員会</p> <p>政令・規則改正</p>									<p>企業構造の事前把握</p>									<p>商業統計調査 同時実施</p> <p>経済センサス・基礎調査</p>									
研究会	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回																																
地方との検討会				地方への概要説明	第1回	第2回以降の実務レベルの検討会についても日程調整の上、数回開催																																		
名簿整備等													企業名簿、事業所名簿の作成									事業所名簿及び本社等一括調査名簿の更新作業									ビジネスレジスター収録、本・支の名寄せ、親・子名寄せ									
公表関係				H21基礎調査データチェック、詳細(確報)集計									H24活動調査データチェック、速報集計									H24活動調査データチェック、確報集計																		
				<ul style="list-style-type: none"> ●21基礎速報公表 ●21基礎確報公表 ●21基礎確報公表 (小地域) ●21基礎確報公表 (親子名寄せ) 									<ul style="list-style-type: none"> ●24活動速報公表 									<ul style="list-style-type: none"> ●24活動確報公表 (順次) 																		

平成18年事業所・企業統計調査と平成21年経済センサス-基礎調査の概要

調査の目的

- 我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための事業所・企業の名簿を整備することを目的として実施

調査の対象

- 日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所を対象に実施

平成18年事業所・企業統計調査の概要

調査事項

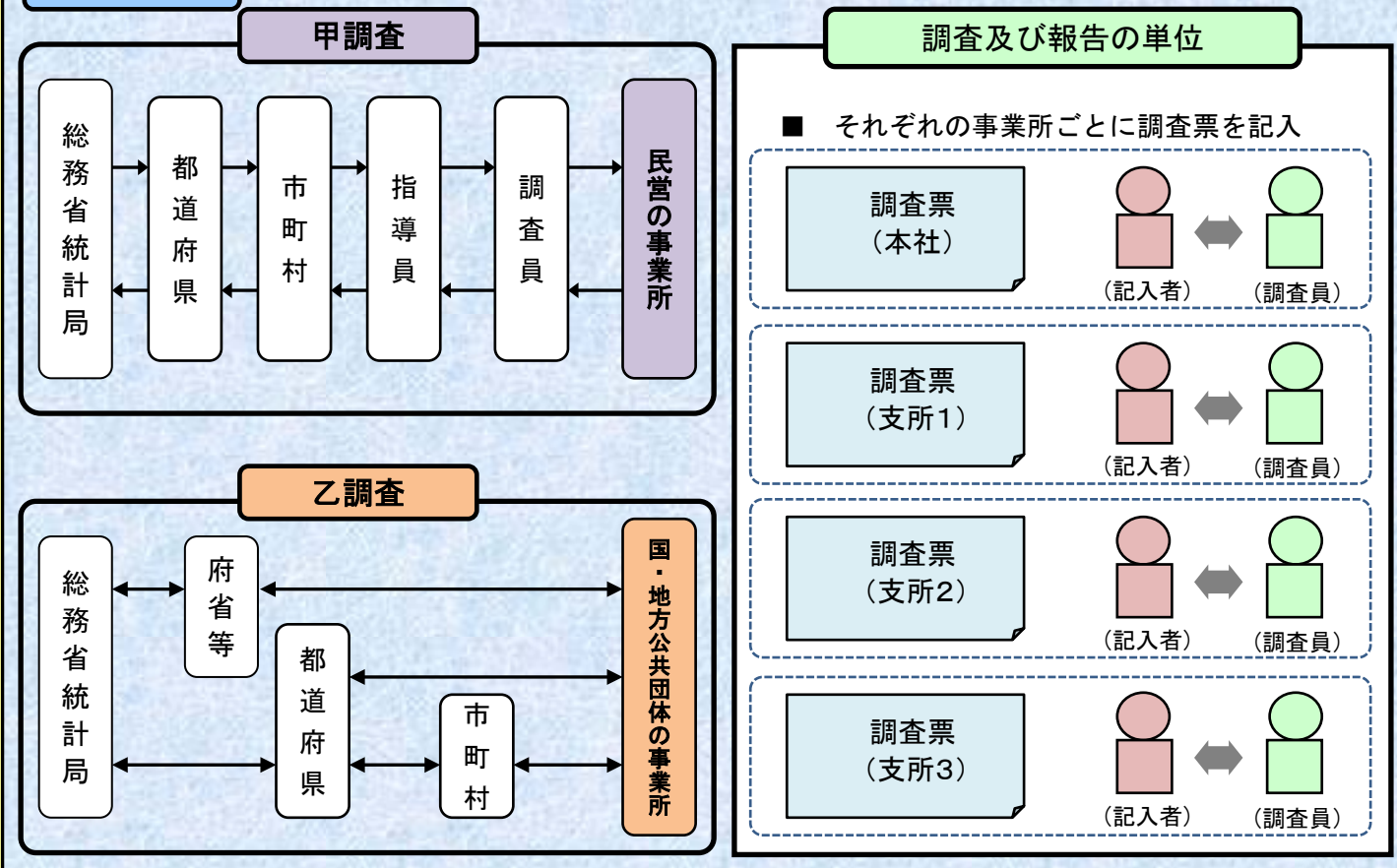
【事業所に関する事項】

名称及び電話番号、所在地、経営組織、本所・支所の別及び本所等の名称・所在地、開設時期、従業者数、事業の種類等

【企業に関する事項】

登記上の会社成立の年月、資本金等及び外国資本比率、親会社・子会社等の有無及び親会社の名称・所在地、会社の合併・分割等の状況、電子商取引の状況、支所・支社・支店の数、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類

調査の流れ



課題等

- 1 調査対象事業所の的確な把握**
 - SOHO等、外観からでは把握が困難な事業所・企業の増加に伴い、調査員の目視だけでは新設事業所の捕捉に限界
- 2 企業単位の正確な名簿の必要性**
 - 経済センサス-活動調査では経理項目を調査するが、本社等で一括管理している事業所も多いため、企業単位での名簿を把握する必要性有り
 - 事業所単位の情報を企業単位で利用可能な名簿情報とするため、名寄せ作業を行ってきたが、作業に時間を要するとともに精度的に一定の限界

平成21年経済センサス-基礎調査の概要

調査事項

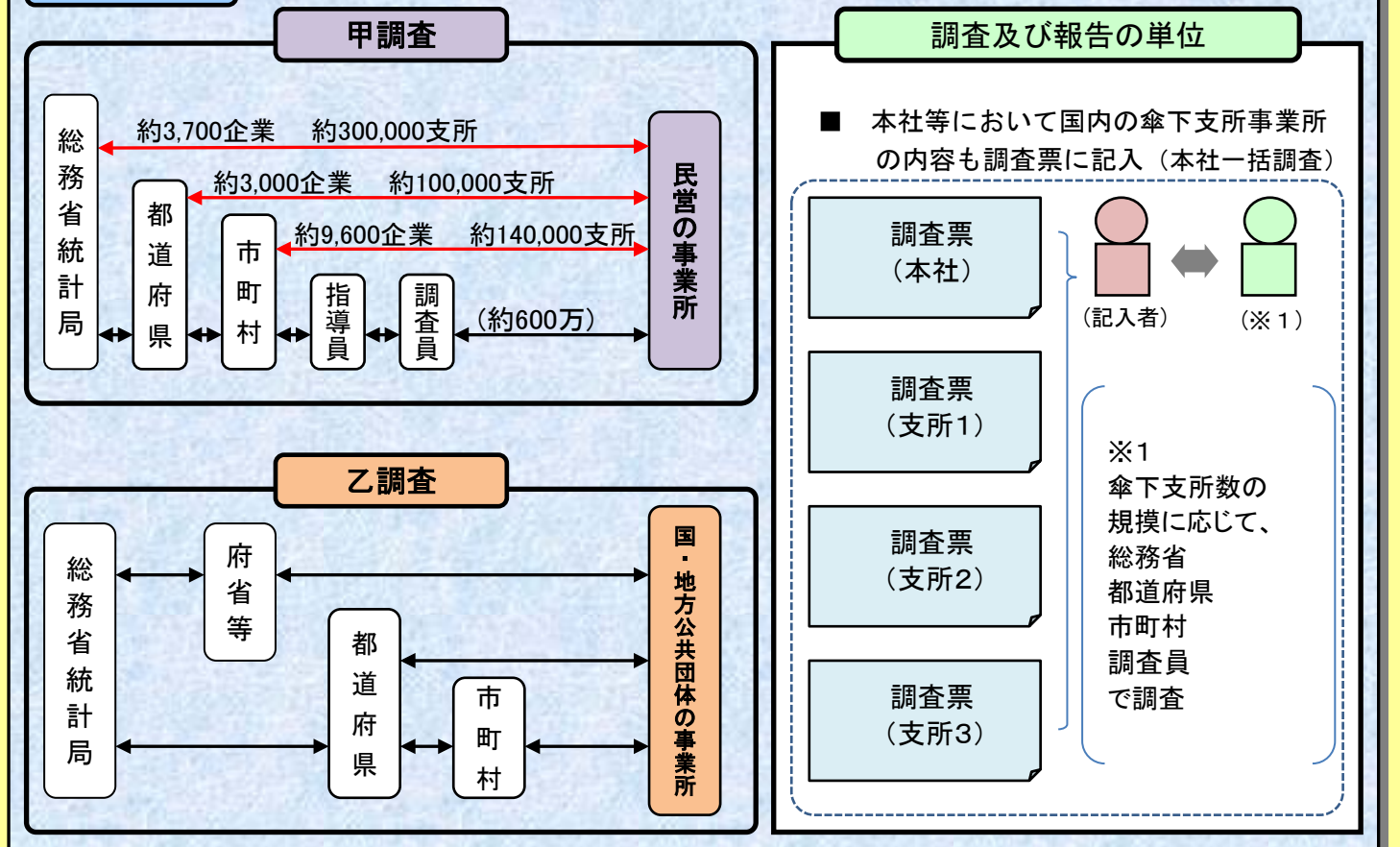
【事業所に関する事項】

名称及び電話番号、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、事業の種類等

【企業に関する事項】

資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社の有無等、法人全体の常用雇用者数、法人全体の主な事業の種類、支所等の有無等

調査の流れ

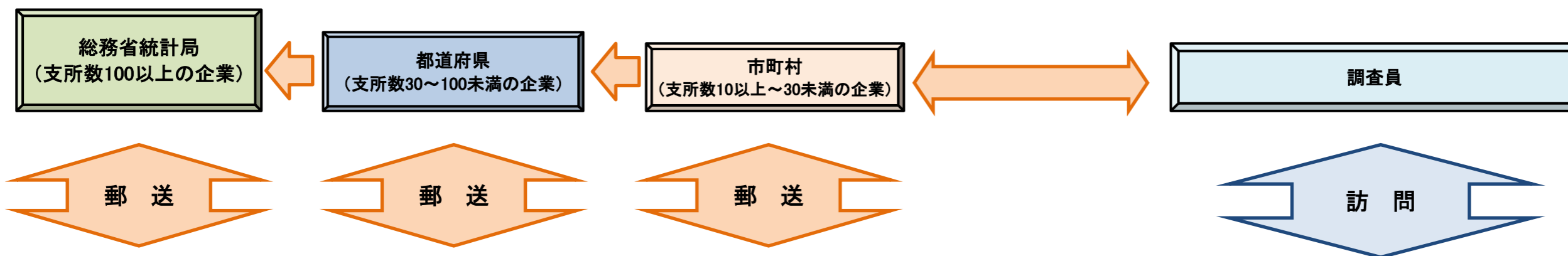


課題に対する取組

- 1 行政記録の活用**
 - 事業所の捕捉率の向上を図るために商業・法人登記簿等の情報を活用
- 2 調査手法の変更（本社一括調査の導入、直轄調査の導入）**
 - 本社を窓口として実施することで、傘下支所事業所の捕捉率の向上を図り、正確な企業単位の名簿を把握
 - 調査員による対応が困難な傘下支所事業所の多い企業については、総務省・都道府県・市町村が直接調査（直轄調査）を実施
- 3 その他**
 - インターネットによる回答、調査区設定の変更 など

平成21年経済センサス - 基礎調査 甲調査の主な流れ

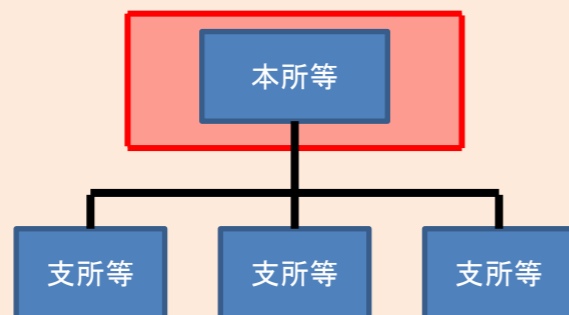
甲調査の内容



直轄調査

直轄調査対象

- 一定規模の支所等を保有する本所等に対して郵送調査で実施



※ 平成18年事業所・企業統計調査で把握された企業のうち、支所数を10以上保有する企業を対象

調査票のプレプリント事項

- 調査票には、名称、所在地等、一部の調査項目のみプレプリントを実施
ただし、支所等に係る調査票については、プレプリントを行わず、白紙のものを配布

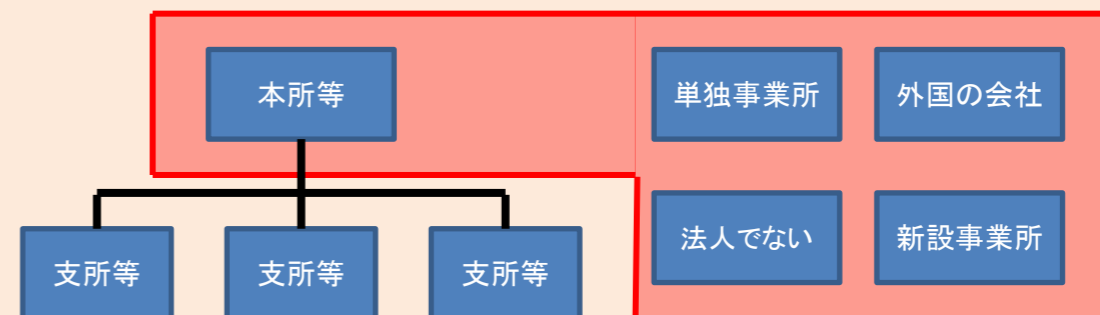
移転していた場合の対応方法

- 直轄調査対象企業が移転していた場合は、移転先の調査区を担当している調査員で調査

調査員調査

調査員調査対象

- 調査員が直接訪問して調査票等を配布



※ 直轄調査対象以外の企業及び事業所を対象

調査票のプレプリント事項

- 調査票には、名称、所在地等、一部の調査項目のみプレプリントを実施
ただし、支所等に係る調査票については、プレプリントを行わず、白紙のものを配布

活動状態の確認

- すべての事業所について活動状態の確認

今後の経済センサス - 基礎調査の調査手法について

1 経緯

平成 18 年事業所・企業統計調査では、すべての事業所に対して調査員が調査票を配布し、収集する事業所単位の調査として実施した。事業所単位の調査では、①調査員が直接訪問することで調査上の事業所の定義に沿った正確な把握が可能、②調査票の回収・集計が比較的容易等の利点があった。

しかしながら、平成 21 年経済センサス - 基礎調査においては、①経理項目の把握に重点を置いた経済センサス - 活動調査の実施に向け、本社 - 支社の関係を正確に把握しておく必要がある。②調査員が発見できない支所事業所を本社等から捕捉する必要があるなどの理由により、本社一括調査手法を導入し、企業単位の調査を実施することとした。

2 実施状況

本社一括調査を導入した結果、新たな傘下支所事業所の捕捉が行われ、企業の本所・支所の関係が整理された反面、以下のような問題が発生した。

- ・ 本社等での回答拒否により、傘下支所事業所の調査票未提出が増加した。
- ・ 本社等で把握していない調査事項（男女別の従業者数、パート・アルバイトなどの非正規雇用者）について、未記入として提出される事業所が増加した。
- ・ 経済センサスにおける事業所の定義と企業側の認識のズレによる傘下支所事業所把握漏れが発生した。
- ・ 本社で把握していない調査項目については、傘下支所事業所へ確認を要するため、調査期間内の調査票の回収が困難であった（主に傘下支所事業所を多く保有している企業）。

※21 年の基礎調査においては、従来調査の本社 - 支所事業所の名寄せが不十分であったことから、企業の調査票への支所事業所のプレプリントが不可能であった。今回の基礎調査の結果情報を踏まえ、今後のセンサスにおいてはプレプリントが可能となり、本社の傘下支所事業所の把握漏れ等については改善するものと考えられる。

3 今後の調査手法を検討するにあたって

基礎調査の結果は、ビジネスレジスターの基盤となり、活動調査をはじめとする産業関連統計調査への名簿情報に活用される。そのため、今後の基礎調査の実施方法については、21 年調査の実施状況を踏まえ、事業所単位と企業単位の利点をそれぞれ整理し、改善に向けた検討を進める必要がある。

【検討のポイント】

- ビジネスレジスターと連動した、企業単位名簿の早期・正確な作成
- 他調査の基盤となる、我が国の全事業所の捕捉（行政記録情報の確認等）
- 各事業所における従業者数等の正確な把握（男女別の従業者数、非正規労働者数等）
- 集計・結果公表の早期化、事務の平準化

事業所調査と本社一括調査の比較

□…メリット □…デメリット

		事業所調査（事業所・企業統計調査）	本社一括調査（H21 基礎調査）
調査事項	事業所の従業者数の把握	◆調査員が直接訪問することで正確な把握が可能である。	◆傘下事業所の男女別従業者及び非正規雇用者の数については、本社等で正確に把握していないことも多い。本社等で把握していない場合は、傘下事業所への確認を要する。
	本所・支所の把握	◆調査上の本所・支所の定義が正しく認識されない。 ・フランチャイズ等の事業所は、支所と記入されやすい。	◆本社担当者が一括して記入することで、本所・支所について正確・統一的見解による把握が可能
	企業に関する事項の把握	◆本所・支所の別によって、回答する調査事項が異なるため、記入方法・内容が複雑になる。	◆企業構造に係る調査事項については、本社のみで記入されるため、記入方法・内容が比較的わかりやすい。
調査対象の把握	調査対象事業所の把握	◆調査員が確認困難な事業所は、調査漏れとなりやすい。 ・駅ナカ、他事業所の構内、SOHO等の事業所については、把握漏れとなりやすい。	◆調査員では把握漏れとなりやすい事業所についても把握することが可能である。
	事業所の定義についての認識	◆調査員が直接訪問することで、調査上の事業所の定義にそった正確な把握が可能である。	◆企業に調査上の事業所の定義が正しく認識されない場合、傘下事業所について、過大又は過少申告となる。
審査・集計	調査票の回収	◆個々の事業所に対し、直接訪問して調査票を回収するため、本社が調査票未提出であっても、傘下支所事業所において回収が可能となる。回収も比較的容易	◆本社が調査票を提出しなければ、本社だけでなく傘下支所事業所分も未回収となる。また、本社等で把握していない調査項目について、傘下事業所へ確認を行った場合など、回収に時間を要することがある。
	記入された調査項目に係る照会	◆調査員による現場の状況を踏まえたチェック、その後の地方公共団体、国に至る各段階でのチェック・照会が可能	◆前回調査との比較によるチェック・照会が中心となるため、その場でチェックができずタイムラグが生じる。
	調査事業所名簿と調査票の照合	◆調査事業所名簿と調査票が対になって存在している。	◆調査員のみが捕捉した事業所、本社のみが捕捉した事業所がそれぞれ存在し、全事業所を確定させるためには照合処理が必要 ※ 調査員は、直轄調査対象企業及び傘下支所事業所に対して、調査票の配布は行わないが、活動状態の確認は実施
	企業に係る集計	◆名寄せのための期間が必要である。	◆名寄せのための期間が不要である。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査における調査手法の検討

	H21 基礎調査をベースとして実施	事業所・企業統計調査をベースとして実施
調査手法の概要	平成 21 年基礎調査と同様に本社一括調査として実施する。その際、本社等に配布する傘下支所事業所に係る調査票には、名称・所在地等についてプレプリントを行う。	事業所・企業統計調査と同様に、調査員が名簿をもとに各事業所を直接訪問し、調査を実施する。
調査単位	企業	事業所
報告単位	事業所	事業所
想定される改善点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本社等で記入する傘下支所事業所については、名称、所在地等をプレプリントしたものを配布 ○ 本社等で把握していない調査事項については、傘下支所事業所への確認を要することから十分な調査期間を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記入のしかたなどの調査関係書類において、記入誤りが想定される調査事項については、記載内容を充実
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傘下支所事業所の把握漏れは減少 ○ 事業所の定義に沿った把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査関係書類に記載する内容を充実させることで、記入誤りを防止
解消困難な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本社等が調査票を提出しない場合は、傘下支所事業所分の調査票も未回収の恐れ ○ 記入された調査項目に係る照会については、調査票が提出された後となり、タイムラグが発生 ○ 調査員のみが捕捉した事業所と本社のみが捕捉した事業所がそれぞれ存在し、事業所を確定させるための照会処理、期間が膨大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員では確認困難な事業所について、調査漏れの可能性 ○ 企業単位の名簿を作成するため、名寄せ作業を行うことになり、膨大な時間が必要 ○ 完全な名寄せは困難であることから、企業単位での正確な把握が困難

	H21 基礎調査と事業所・企業統計調査の調査手法を混合して実施	
	企業構造の事前把握	事業所を対象とした調査
調査手法の概要	事業所の定義にそった確実な捕捉、事業所ごとに正確に調査事項を把握するために各事業所を調査員が直接訪問する調査を平成 26 年に実施する。この場合、名寄せ作業を行うことになるが、名寄せ集計・公表の早期化、正確な企業単位の名簿を作成するため、平成 26 年調査の前年に傘下支所事業所を保有する本社等に対して企業構造の事前把握を行う。	
調査単位	企業	事業所
報告単位	企業	事業所
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年調査の前年に傘下支所事業所を保有する本社等に対して、国が主体となって郵送で実施 ○ 本社等へは、支所の名称・所在地等をプレプリントしたものを配布し、企業構造を的確に把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国すべての事業所に対して、調査員が直接訪問し、調査票を配布・回収 ○ 調査員が直接訪問することで、事業所ごとに正確に把握
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本社一括調査で傘下支所事業所の名称・所在地等を確認することにより、調査員では確認困難な事業所についても的確な把握が可能 ○ 本社等で一括して記入されることにより、企業単位の正確な把握が可能となり、名寄せ集計・公表の早期化が可能 ○ 企業構造の事前把握で新設・廃業等の情報を把握することにより、事業所の的確な把握が可能 ○ 事業所ごとに調査員が調査を実施することにより、事業所ごとの男女別従業者及び非正規労働者等の正確な把握が可能 ○ 事業所ごとに調査票を回収することで早期の照会が可能 ○ 事業所の定義に沿った把握が可能 ○ 調査事業所名簿と調査票が対になり、照会処理が解消 	

平成26年経済センサス-基礎調査の実施に向けて

21年基礎調査で実施した本社一括調査手法の効果と課題

【本社一括調査手法で実施したことによる効果】

- 本社等を経由したことで新たな傘下支所事業所の捕捉が行われ、企業の本社・支社の関係が整理された

【本社一括調査手法で実施したことによる課題】

- 本社等で回答が拒否された場合は、傘下支所事業所についても調査票が回収できない
- 本社等で把握していない傘下支所事業所の従業者等の調査事項については、正確な把握が困難
- 事業所の定義について、実施者側と企業側で認識が異なり、傘下支所事業所の漏れが発生 など

調査手法ごとの利点

事業所ごとの調査

- ・事業所ごとに正確な情報の把握が可能
- ・事業所の定義にそつた的確な把握が可能
- ・調査票と名簿が対になり照合作業が不要
- ・記入された調査事項に係る照会が容易 など

本社一括調査

- ・企業単位での正確な把握が可能
- ・調査員では確認困難な事業所でも把握が可能
- ・名寄せ作業に伴う期間が不要 など

26年基礎調査での調査手法の検討

- 平成26年基礎調査では、事業所ごとの調査と本社一括調査のそれぞれの利点を生かした調査手法を検討すべき（企業単位・事業所単位の調査手法併用案）
- 正確な企業単位名簿を早期に作成するため、平成25年に企業構造を的確に把握するための調査を実施
- 事業所の定義に沿った確実な捕捉、事業所ごとに正確な情報の把握を行うため、平成26年に事業所ごとの調査を実施

	企業構造の事前把握(平成25年度実施)	事業所を対象とした調査(平成26年度実施)
対象	傘下支所保有企業等	農林漁家等を除くすべての事業所
単位	企業	事業所
報告	企業	事業所
把握事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業構造を的確に把握するための調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ・企業構造に係る基本的事項 ・企業の合併・分割状況 ・傘下事業所に係る新設・改廃・移転等の状況 ・経理を把握している事業所 ◆ 母集団整備を効率化するための事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所ごとに正確に把握するための調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者数 ・事業の内容 ・本・支の別 ・その他事業所に係る基本的事項 ◆ 事業所を対象に改廃等の状況を把握

試験調査の実施

- 企業構造の把握については、ビジネスレジスターへの収録事項も踏まえ、把握する内容が多岐に渡り、今回はじめて把握する項目もあることから、事前に記入状況等について実地に検証する必要がある。
- 事業所ごとの調査については、調査員及び地方公共団体の事務量等を実地に検証する必要がある。

【検証事項】

- ・確認票及び調査票の様式、ワーディング
- ・調査ごとの各段階での事務処理期間
- ・確認票及び調査票に係る記入状況
- ・プレプリント事項の確認状況について など

調査実施における検討課題の整理

1 企業構造の事前把握（実施方法について）

検討課題等		主な意見等
検討の方向性	検討の方法	
調査のスキーム		
(1) 民間事業者の活用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業構造の事前把握で捕捉された支所等は、場合によってはプロファイリング等において確認しておく必要がある。 ・ プロファイリングは、あくまでもDBを整備する上で必要であり、その意味（位置付け）を明確にしておく必要がある。 ・ 企業構造の事前把握で把握された事業所と事業所ごとの調査で把握された事業所に不整合があった場合の取扱い方法を検討する必要がある。 ・ 企業構造の事前把握の対象 ⇒ 対象は、経営組織が「株式会社・相互会社（有限会社を含む）」「合名会社・合資会社」「合同会社」「会社以外の法人」「個人経営」の傘下支所保有企業等（対象外） 「法人でない団体」 「外国の会社」（本社が外国にある会社）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 25 万企業（傘下事業所数約 125 万事業所）を対象とした直轄調査の実施に当たり、民間事業者を活用することを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験調査において、委託した事業者から調査の事務量や実施上の問題点について分析した報告書を提出させることで検討 	
オンライン調査		
(2) オンライン調査票の様式		<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット調査票による効果を最大限活用するためにも、調査事項を回答する際に、「記入の手引」（記入例）などを随時参照できるように、回答者の利便性に配慮した仕様としては如何か。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傘下事業所の情報をそれぞれ記入する必要があるため、オンライン調査票は、活動調査における事業所等確認票と同様に Excel 様式を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動調査での回答状況の分析及び試験調査・企業ヒアリングにおいて、記入のしやすさ等を照会し、その状況を整理することで検討 	
(3) オンライン調査システム		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査を想定した試験調査におけるオンライン調査とすることで、当該事務に係る事務量把握に活用する。 ・ 試験調査と本調査で用意するインターフェースについて、可能な限り、調査客体側の操作方法などに相違がない仕様とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府統計共同利用システムを利用する方向で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験調査において、委託業者からの調査の事務量や実施上の問題点について報告 	
商業統計調査との同時実施		
(4) 本社等一括調査の希望確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年基礎調査の結果をベースに、商業事業所に産業が格付けされている事業所は、商業調査票で調査する。 ・ 商業統計調査における本社等一括調査の対象範囲について明確化する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業事業所に対しては本社等一括調査を適用する企業名簿を整備するため「本社等一括調査確認票(仮)」を商業事業所の本社等に送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験調査において、確認の方法として適当か、民間事業者からの実施状況報告も含め検討 	

2 企業構造の事前把握（調査事項について）

検討課題等		主な意見等
検討の方向性	検討の方法	
確認票レイアウト		—
<ul style="list-style-type: none"> 企業において的確な記入が可能となる確認票レイアウトを設計 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の本社等における記入のしやすさを検証 企業ヒアリング等を通じて把握 	
1 事業所情報		
(1)「名称・所在地及び電話番号」(2)「支所となった理由」 (3)「本社の名称・所在地及び電話番号」		—
<ul style="list-style-type: none"> 調査実施に必要な情報として把握 企業における本・支の関係を整理 本社等と支社等の関係を整理するために必要な情報として把握 	<ul style="list-style-type: none"> 本社等でなくなった場合の誘導について、確認票レイアウトを検証 	
2 企業について		
(1)「会社法人等番号」(2)「労働保険番号」(3)「EDINETコード」 (4)「金融機関コード」		—
<ul style="list-style-type: none"> ビジネスレジスターの効率的な整備のため、収録項目として把握 他の情報から引用が可能かなど、記入者負担を考慮 各種企業コードの記入に対する説明の仕方を検討 ビジネスレジスターとの照合の可能性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企業ヒアリングを通じて記入の可否を把握 試験調査における記入状況を把握 	
(5)法人等組織の別		—
<ul style="list-style-type: none"> 記入の誘導を行うために必要な情報として把握 	—	
(6)組織全体の総売上高		<ul style="list-style-type: none"> 経済センサスは、DBの主要なデータ源となるため、他の統計調査のフレームや他調査の補定の際にも利用可能となる重要なものとして位置付けられる。 レジスターにおける事業所規模の相場観を示す指標として、従業者数のほかに総売上高を把握することは重要である。 DB整備の一環として売上高を収録することは、フレームとしている統計調査の結果精度の向上につながる。 企業が提出する傘下事業所において、記入漏れ等を整理する際の活用を検討する。 企業単位で把握した総売上高において企業内取引は相殺されているか。 ⇒企業における総売上高の範囲について、企業内事業所間の取引は含めないことで整理する。
<ul style="list-style-type: none"> 企業の活動状態の概要を把握 他調査の補定・数値の確認等への活用について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 確認票の回答状況及び記入状況の把握 	

(7) 組織全体の正規雇用者数		<ul style="list-style-type: none"> ・当該項目の記入率や客体側の負担感、または記入の精度を確認 ・企業全体を把握する上で、傘下事業所の記入漏れをチェックすることが可能ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・傘下事業所に係る記入状況の正確性を把握 ・傘下事業所に係る情報の記入漏れ等を防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認票の回答状況及び記入状況の把握 	
(8) 組織全体の主な事業の種類		-
<ul style="list-style-type: none"> ・他調査における名簿情報として把握 	-	
(9) 傘下事業所の数		-
<ul style="list-style-type: none"> ・傘下事業所に係る記入状況の正確性を把握 	-	
1 合併状況・分割状況について		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所側からみたときに、本社等がどこかという情報を持っていれば、事業所単位の調査により本社等を捉えることが可能。 ・事後照会のような手法を活用することで、本社等の整理が可能 ・合併・分割に係る企業情報をビジネスレジスターへどのように収録するか、DB担当と連携しつつ検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・合併・分割状況の的確な把握に向けた確認票レイアウトを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認票の回答状況・記入状況の把握 ・活動調査の当該項目に係る結果も踏まえ、検討を進める。 	
5 支所、支社、支店情報		
(1) 産業分類		-
<ul style="list-style-type: none"> ・本社等一括調査に係る傘下事業所を把握し、名簿情報に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業情報（卸売業、小売業及びその他）の記入状況 	
(2) 傘下事業所の名称及び電話番号・所在地		⇒企業の本社等の表記については「本所・本社・本店」、また、支社等の表記については「支所・支社・支店」に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・本社等と支社等の関係を整理するために必要な情報として把握 	-	
(3) 傘下事業所ごとの正規雇用者数		<ul style="list-style-type: none"> ・企業構造の事前把握における支所漏れ等を把握し、当該企業における全体構造を明確にする必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・組織全体の正規雇用者数との照合が可能か検討 ・実際に本社等で記入可能な項目か適否を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認票の回答状況及び記入状況の把握 ・企業ヒアリングを通じて本社等で記入可能な項目であるか検討 	

3 事業所調査（実施方法について）

検討課題等		主な意見等
検討の方向性	検討の方法	
オンライン調査		
(1) オンライン調査スキーム		—
・可能な限りのオンラインによる回答を目指し、調査実施方法・調査関係書類の適切な設計を検討	・試験調査や企業ヒアリングにおいて、オンライン回答をする際に調査客体が何を不便に感じるのか等を照会し、その状況を整理し検討	
(2) オンライン調査票の様式		—
・事業所単位で当該事業所分の調査事項を回答するため、質問事項が固定であることから、オンライン調査票はhtml様式を検討	・試験調査や企業ヒアリングにおいて、記入のしやすさ等を照会し、その状況を整理し検討	
(3) オンライン調査システム		・長期的な視点に立てば、企業又は事業所における更新情報等、プロファイリングにおいて把握した情報が一元的に整理されることが大事ではないかとの観点を踏まえて、DB担当と連携した検討を進めていく。
・政府統計共同利用システムを利用する方向で検討	・試験調査においてはhtml様式を利用可能なシステムを利用し、本番の想定事務量等を整理・分析	
(4) オンラインでの回答率		—
・オンライン調査手法については全面導入することで検討	・試験調査を通じて、オンライン回答率を企業属性別で整理・分析	
(5) 調査員への回答状況のフィードバック		—
・オンライン回答期間を設け、回答受付状況を市町村において整理し、調査事業所名簿への反映をすることで検討	・試験調査において、事務の流れを把握し、地方の意見も踏まえ検討	
郵送調査		
(6) 郵送調査スキーム		—
・郵送により回収された調査票の受付整理や内容審査等の地方における業務負担と、調査票の回収における効率とのバランスを考慮し、どういった形で導入するかを検討	・試験調査において、市町村の事務量を整理・分析し、地方の意見も踏まえ検討	
(7) 郵送での回答率・調査票の記入状況		—
・導入する地域や導入の可否を検討	・試験調査において、郵送での回答率を整理・分析すると共に、郵送回収した調査票の記入状況を整理・分析し、地方の意見も踏まえ検討	

(8) 調査員への回答状況のフィードバック		—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送回答期間を設け、回答受付状況を市町村において整理し、調査事業所名簿への反映をすることで検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験調査において、事務の流れを把握し、地方の意見も踏まえ検討 	
商業統計調査との同時実施		
(9) 調査票の配り分け		<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のデータにより随時更新されることになるD Bからの名簿作成により、これまで以上に精度の高い名簿提供が可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に調査票を封入しておくことで、調査員レベルでの配り分けは行わないことで検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験調査において、事務の流れを把握し、調査員事後報告会等を踏まえ検討 	
(10) 新設事業所の取扱		—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員の事務負担・地方の事務負担を極力低減できるものとするので検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計への影響や地方の意見等も踏まえ検討 	

4 事業所調査（調査事項について）

検討課題等		主な意見等
検討の方向性	検討の方法	
調査票レイアウト		-
<ul style="list-style-type: none"> ・商業統計調査との同時実施を踏まえ、適切な調査票レイアウトを設計 ・調査員の負担を考え、調査票の配布は簡素化する方向で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の回答状況及び記入状況の把握 	
プレプリント事項		-
<ul style="list-style-type: none"> ・記入者の負担軽減をはかるため、可能な限りプレプリントを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の回答状況及び記入状況の把握 	
事業所の従業者数（従業上の地位）		<ul style="list-style-type: none"> ・「正規雇用」「非正規雇用」の使用については、厚労省など他府省の研究会等の状況も踏まえ検討を進めることも必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における就業状況を的確に把握するため、従来「常用雇用者・臨時雇用者」として整理していたものを「正規雇用者・非正規雇用者」に組み替え、記入状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験調査において、従業者の表記を組み替えた調査票を2パターン用意し記入しやすさ等を確認 	
1 事業所に係る調査事項		
(1)「連絡先情報」(2)「正式名称及び電話番号・所在地」 (3)「本所・支所の別」		-
<ul style="list-style-type: none"> ・提出された調査票情報に対し照会を行うために把握 ・調査実施のために必要な情報として把握 ・本・支の関係を整理するために必要な情報として把握 	-	
(4)前年総売上高		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の企業内事業所間の取引を把握する場合に、調査の手引や調査票の注釈として、どのように表現するか検討する必要がある。 ・他調査においてどのような把握をしているかなど整合性を取りながら検討を進めることが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の活動状況の概要把握 ・他調査への補定情報としての可能性を考慮し、調査事項として検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験調査において、調査票を2パターン用意し、経理項目の把握による回答状況の変化等を検証 	
(5)「従業者数」(6)「主な事業の内容等」(7)「開設時期」(8)「経営組織」		-
<ul style="list-style-type: none"> ※当該調査事項により以下の情報を把握 ・事業所の規模 ・事業活動の特徴づけ ・事業所の開設状況 ・事業所の基本的属性 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査においても把握している項目であり、調査項目とすることが妥当 	
2 企業に係る調査事項		
(1)「資本金等の額及び外国資本比率」(2)「決算月」(3)「持株会社か否か」 (4)「親会社の有無等」(5)「子会社の有無等」(6)「支所・支社・支店の有無」		-
<ul style="list-style-type: none"> ※当該調査事項により以下の情報を把握 ・企業の規模を表す重要な指標 ・企業活動の年間スケジュール及び実態 ・企業グループの状況及び規模 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査においても把握している項目であり、調査項目とすることが妥当 	

平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査の概要

目的

平成26年経済センサス-基礎調査の企画・立案等に資することを目的とし、調査手法・調査項目等について、実地に検証を行う。また、経済産業省の平成26年商業統計調査との同時実施を踏まえた検証を行う。

検証事項

- 調査ごとの各段階での事務処理期間
- プレプリント事項に関連する確認状況
- オンライン調査の回答率の把握
- 調査票・確認票に係る記入状況
- オンラインで回答した事業所の確認方法
- 商業統計調査との同時実施の検証 など

企業構造の把握

調査対象

傘下支所事業所数が100以下の企業のうち、総務省が指定する約1,000企業を対象

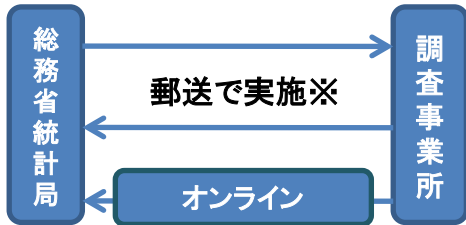
調査期日

平成24年9月1日実施

報告の単位

- 本社等において記入
(国内の傘下支所事業所の情報についても記入)

調査の流れ



※ 民間事業者へ委託して郵送で実施
(オンライン提出可)

調査事項

- 企業構造に係る基本的事項
- 傘下支所事業所の改廃・新設情報
- 合併・分割状況
- 企業を特定するコード、番号の類 など

事業所ごとの調査

調査対象

総務省が指定する調査区域内に所在する約3,000
民営事業所(うち約800商業事業所)を対象

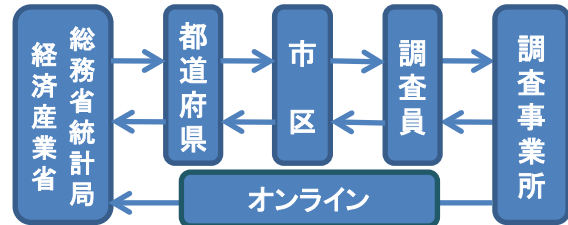
調査期日

平成24年9月1日実施

報告の単位

- それぞれの事業所ごとに調査票を記入

調査の流れ



※調査票の提出方法は、調査員への提出
又はオンライン提出(一部郵送提出可)

調査事項

- 事業所に係る基本的事項
- 商業活動に係る固有事項
- ・ 事業所の従業者数
- ・ 事業の内容
- ・ 本・支の別
- ・ 商品販売形態別割合
- ・ 年間商品販売額
- など
- など

実施結果の報告等

- 調査員は、事業所の協力状況、調査状況等に基づき、調査員記録表を作成する。
- 実施都道府県及び実施市区の職員は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・収集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- 民間委託会社は、調査終了後、企業構造の把握について、結果を取りまとめた報告書を作成し、総務省統計局に提出する。
- 商業統計調査との同時実施により、地方公共団体における事務の効率化や記入者負担の軽減が期待される。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び平成 26 年商業統計調査のための試験調査実施計画 (案)

平成 23 年〇月
総務省
経済産業省

1 調査の目的

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることになるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の名簿・基礎情報を確実に捕捉し、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められている。また、平成 28 年に実施が予定されている活動調査のための名簿として早期の提供も求められている。このため、平成 21 年に実施された経済センサス - 基礎調査以上に事業所・企業の構造を正確にかつ迅速に把握することが必要となっている。

については、平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に先立ち、名寄せ作業を効率的に行うための新たな取組やプレプリント事項に関する確認状況、各段階における事務量・作業範囲等を正確に把握することを目的として、試験調査を実施し、実地に検証を行う。

また、平成 26 年には事業所・企業を対象とする経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査という二つの大規模調査の実施が予定されている。このため、調査客体の記入負担や地方公共団体の事務負担等を鑑み、これらを同時に実施することを想定し、当該調査の同時実施に係る対象事業所への調査票配布方法、調査票様式の適否、調査関係書類の適否、調査手法の適否等、実施計画の立案に際し必要な事項も併せて実地に検証することを目的として、共同で試験調査を実施する。

2 次の事項について検討する。

(1) 調査方法について

- ア オンライン回答及び郵送回答に関する事務量の把握
- イ 各々の調査における対象事業所への調査票配布方法

(2) 調査事項及び調査票について

- ア プレプリント事項の適否
- イ 各々の調査票の様式

(3) 事業所名簿について

- ア 調査票の回収状況の事業所名簿への反映について
- イ 調査員による補正事項について

(4) その他

- ア 調査票の記入状況等を踏まえた、内容検査の方法及び指導體制

3 調査の期日

調査は、平成 24 年 9 月 1 日現在によって実施する。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

① 事業所ごとの調査

調査の地域は、下表に掲げる市区に属する経済センサス調査区（以下、「調査区」という。）のうち総務省が指定した調査区とする。

(2) 調査の対象

① 事業所ごとの調査

調査の対象は、(1)の地域のうち、総務省が指定した下表に掲げる数の調査区内に所在する約3,000の民営事業所（うち約800商業事業所）とする。

② 企業構造の把握

調査の対象は、総務省が指定した約1,000企業（保有支所100以下）とする。

総務省が指定する調査区数

調査地域（予定）		調査区数	事業所数
都道府県	市（区）		
東京都	千代田区	8	300
	杉並区	8	300
新潟県	新潟市	8	300
	長岡市	8	300
兵庫県	神戸市	8	300
	姫路市	8	300
広島県	広島市	8	300
	呉市	8	300
福岡県	福岡市	8	300
	飯塚市	8	300
合 計		80	3,000※

※ うち約800商業事業所

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

経済センサス - 基礎調査の事業所ごとの調査票として調査票A、調査票B、商業統計調査票として調査票C、企業構造の把握のための確認票及びアンケートの5種類の調査票により実施する。

(2) 調査事項

調査票（A、B、C）及び確認票においては、次の表に掲げる事項を調査する。

調査・確認事項		調査票A	調査票B	調査票C	確認票
事業所に関する事項	1 名称・所在地及び電話番号	○	○	○	○
	2 合併・分割状況				○
	3 経営組織	○	○	○	
	4 事業所の開設時期	○	○	○	
	5 事業所の主な事業の内容	○	○	○	○
	6 事業所の前年総売上高	○			
	7 事業所の従業者数	○	○	○	
	8 本所の正式名称及び電話番号・所在地	○	○	○	
	9 会社法人等番号				○
	10 労働保険番号				○
	11 EDINET コード				○
	12 金融機関コード				○
企業に関する事項	13 資本金等の額及び外国資本比率	○	○	○	
	14 決算月	○	○	○	
	15 持株会社か否か	○	○	○	
	16 親会社の有無等	○	○	○	
	17 子会社の有無等	○	○	○	
	18 組織全体の前年総売上高	○			○
	19 組織全体の主な事業の種類	○	○	○	○
	20 組織全体の正規雇用者数	○	○	○	○
	21 傘下事業所の数	○	○	○	○
	22 傘下事業所の名称及び電話番号・所在地				○
	23 傘下事業所ごとの正規雇用者数				○
商業事業所に関する事項	24 総売上（年間商品販売額等）			○	
	25 年間商品販売額の販売方法別割合			○	
	26 商品手持額			○	
	27 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合			○	
	28 セルフサービス方式採用の有無			○	
	29 売場面積			○	
	30 営業時間等			○	
	31 来客用駐車場の有無及び収容台数			○	
	32 チェーン組織への加盟の有無			○	
	33 年間商品仕入額の仕入先別割合			○	
	34 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合			○	
	35 企業の事業所数等			○	

上記のうち一部については、平成21年経済センサス - 基礎調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

アンケートにおいては、以下に掲げる事項を調査する。

- ・ 調査方法の適否
- ・ 調査の対象となる事業所の定義について理解可能であったか否か
- ・ 理解しにくかった調査事項の有無とその理由
- ・ 本社等において記入困難な調査事項の有無とその理由
- ・ 「事業所の従業者数」の表記
- ・ その他調査票、調査事項及び調査関係書類等に関する意見等

6 調査の方法

(1) 調査の方法

調査は、調査員による調査については事業所単位、企業構造の把握については企業単位とし、次の2種類の方法で行う。

① 調査員による調査

調査は、4(2)に掲げる調査区で各2調査区を担当する調査員が、担当調査区内の事業所に対し、調査票を配布し記入を依頼するとともに、記入済みの調査票を取集することにより行う。

② 企業構造の把握

総務省が指定する企業等（傘下事業所数100以下の企業等）に対し、国が委託した民間事業者が、確認票を直接郵送することにより配布し、記入済みの確認票を回収する。

(2) 報告の方法

報告は、事業所及び企業等の代表者又はそれに代わる者が、配布又は送付された調査票又は確認票に記入する方法若しくはオンライン回答（一部の調査地域で郵送回答可）により行う。

7 調査の流れ及び主要事務

(1) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

① 調査員調査

総務省・経済産業省－都道府県－市区－調査員－調査対象

② 企業構造の把握

総務省（民間事業者）－調査対象

(2) 主要事務

① 都道府県の事務

都道府県は、調査の事務日程の作成、調査対象事業所に対する協力要請、調査員の任命及び調査員証の発行、調査の実施状況の把握、調査関係書類の審査・整理及び調査関係者記録表の作成等の事務を行う。

② 市区の事務

市区は、調査の事務日程の作成、調査員の選考・推薦、調査員証の交付、調査員事務打合せ会の開催、調査員に対する実地指導、調査関係書類の審査・整理、オンライン回収状況の把握、調査関係者記録表の作成、調査員報告会の開催及び調査員報酬の交付等の事務を行う。

③ 調査員の事務

調査員は、担当調査区の確認、事業所名簿の補正、調査対象企業等への調査票・アンケートの配布・取集、調査票の検査及び調査員記録表の作成等の事務を行う。

④ 民間事業者の事務

民間事業者は、調査関係書類の印刷、調査対象企業への依頼状等の送付、確認票・アンケートの配布・収集、確認票の審査、調査関係書類の提出及び調査報告書の作成等の事務を行う。

(3) 主な日程

・実施都道府県・市区事務打合せ会	平成 24 年 7 月上旬
・調査員の選考、任命等	7 月中・下旬
・試験調査への協力依頼	7 月中・下旬
・調査関係書類の受領	7 月下旬
・調査員証の交付等	7 月下旬～8 月上旬
・調査員事務打合せ会	8 月上・中旬
・実地調査	8 月中旬～9 月中旬
・調査員報告会	9 月下旬
・調査関係書類の提出	10 月下旬
・実施都道府県・市区報告会	10 月下旬

8 調査関係書類の提出

- (1) 市区は、調査票その他の試験調査関係書類を都道府県が別に定める期日までに都道府県へ提出する。
- (2) 都道府県は、調査票その他の試験調査関係書類を 10 月下旬までに総務省統計局へ提出する。
- (3) 民間事業者は、確認票その他の試験調査関係書類を 10 月下旬までに総務省統計局へ提出する。

9 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

- (1) 調査員は、調査状況、事業所の協力状況等について、調査員記録表を作成する。
- (2) 実施都道府県及び実施市区の職員（以下「調査関係職員」という）は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・収集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- (3) 市区は、調査終了後、調査員報告会を開催し、調査員から意見・感想を聴取する。
- (4) 民間事業者は、調査終了後、企業構造の事前把握について、調査報告書を作成し、総務省統計局に提出する。
- (5) 総務省は、総務省統計局において実施都道府県・市区報告会を開催し、調査関係職員から、調査の実施状況等について報告を求める。

10 その他

- (1) この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として、総務省並びに経済産業省が共同で行う。
- (2) 調査期間中、総務省及び経済産業省の職員が各市区（各都道府県）における調査状況等を把握する。

平成26年経済センサス-基礎調査及び 平成26年商業統計調査のための試験調査

企業構造の把握のための確認票(案)

平成24年9月1日

総務省・経済産業省



政府統計

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*
参考資料12			
ID			
パスワード			

- ・別にお配りした「確認票の記入のしかた」を参考に記入してください
- ・番号をつけて答えを示してある欄では 当てはまる答えの番号を○で囲んでください
- ・この調査は 統計法に基づき政府が実施する統計調査です
- ・秘密の保護には万全を期していますので ありのままを記入してください

確認票の内容について照会する場合がありますので記入をお願いします	所属部署名	記入者氏名	電話番号 () 局 番 (内線:)

1 事業所情報 右の事業所情報について加筆 修正してください 産業分類の欄については「確認票の記入のしかた」を参照の上、選択してください	所在地	(〒 -)	電話番号 () 局 番
	名称	フリガナ	正規雇用者数 * 貴事業所において正社員などと呼ばれている人を記入してください
		(通称名)	
	産業分類	A 卸売業、小売業	B その他

上記の事業所が本社等でない場合のみ以下を記入してください

支所等となった理由	1 合併 2 分割 3 別の場所に存在 4 その他()	電話番号 () 局 番
本社等の名称	フリガナ (通称名)	
本社等の所在地	(〒 -)	

以上で記入は終わりです

2 企業について		以下の法人等組織全体の情報について記入してください (記入については確認票の記入のしかたを参照ください)											
コード	会社法人等番号 * 法人登記を行っている場合												
	労働保険番号 * 労働者を雇用している場合												
	EDINETコード * 金融庁よりコードを付番されている場合	E											
	金融機関コード * 金融機関の場合												
	法人等組織全体の前年総売上高 * 前年1月から12月までの総売上高を1万円未満を四捨五入し、記入してください	万円											
	法人等組織全体の正規雇用者数 * 貴社において正社員・正職員などと呼ばれている人を記入してください	(1) 国内										(2) 海外	人
	法人等組織全体の事業の内容 * 別にお配りした「確認票の記入のしかた」を参照し できるだけ詳しく記入してください												
	国内に所在する傘下支所事業所数 * 詳細な支所情報については4ページ以降をご確認願います	事業所										事業所	事業所

次ページ以降もご記入願います

3 合併状況について					平成21年7月以降 貴社が合併を行った場合には 以下に合併相手を記入してください				
合併年月日					相手先名称				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				
21	年	月	日		フリガナ				
22					-----				
23					-----				
24					(通称名)				

4 分割状況について					平成21年7月以降 貴社が分割を行った場合には 以下にその状況を記入してください					
管理番号		分割状況		分割年月日		名称		電話番号		
0	0	0	1	1 吸収分割	21	年	月	日	フリガナ	

									(通称名)	
0	0	0	2	2 新設分割	21	年	月	日	()	

									局番	
0	0	0	3	1 吸収分割	21	年	月	日	フリガナ	

									(通称名)	
0	0	0	4	2 新設分割	21	年	月	日	()	

									局番	
0	0	0	5	1 吸収分割	21	年	月	日	フリガナ	

									(通称名)	
0	0	0	6	2 新設分割	21	年	月	日	()	

									局番	
0	0	0	6	1 吸収分割	21	年	月	日	フリガナ	

									(通称名)	

郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等

郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等

5 支所・支社・支店情報		国内に所在する支所等について 変更があった場合は 加筆修正してください			
産業分類	休業、廃業等の状況		名称	電話番号	
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番

郵便番号						都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等	正規雇用者数
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人

5 支所・支社・支店情報		国内に所在する支所等について 変更があった場合は 加筆修正してください			
産業分類	休業、廃業等の状況		名称	電話番号	
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番
A	卸売業	1 休業中	「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください	フリガナ	()
	小売業	2 廃業			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨		(通称名)	番

郵便番号						都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等	正規雇用者数
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人

5 支所・支社・支店情報		国内に所在する支所等について 変更があった場合は 加筆修正してください			
産業分類	休業、廃業等の状況		名称	電話番号	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	
A	卸売業	1 休業中	フリガナ	()	
	小売業	2 廃業			
		「4 分割状況について」に記載した企業が当該支所の本社となる場合は その本社の管理番号を記入してください			
B	その他	3 当社の支所等でない ⇨	(通称名)	番	

郵便番号						都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等	正規雇用者数
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人

6 平成21年7月以降に新設された支所・支社・支店情報 国内に所在する支所等について 記入してください

産業分類		名称	電話番号
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番
A	卸売業 小売業	フリガナ ----- -----	() 局
B	その他	(通称名 -----)	番

郵便番号						都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等	正規雇用者数
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人
					-					人

平成26年経済センサス-基礎調査及び 平成26年商業統計調査のための試験調査

経済センサス-基礎調査票A(案)

平成24年9月1日 総務省統計局



市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*
参考資料13			
オンライン調査ID			
パスワード			

・別にお配りした「オンライン調査利用ガイド」を参考にしてください
 ・オンライン調査にご協力いただいた場合は、この調査票へのご回答は不要です

・別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参考に記入してください
 ・番号を付してある欄では、当てはまる答えの番号を○で囲んでください
 ・この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です
 ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください

調査票の内容について照会 する場合がありますので記入 をお願いします	所属部署名	記入者氏名	電話番号
			() 局 番 (内線:)

1 事業所の名称及び 電話番号 ・屋号など通称名がある場合は ()内に記入してください	フリガナ			電話番号(代表)							
	正式名称			() 局 番							
	(通称名)									
2 事業所の所在地 ・市区町村名 町丁・字・番地・ 号 ビル(マンション)名・ 階・部屋番号まで記入して ください	郵便番号	都道府県名	市区町村名								
	町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)								
3 本・支の別 ・フランチャイズチェーン(FC) /ポランタリーチェーン(BC) 加盟店は「1 単独事業所」 もしくは「2 本所・本社・本店」 に○を記入してください ・単独事業所とは、他の場所に 本所・本社・本店や支所・支 社・支店を持たない事業所を いいます ・本所・本社・本店とは、他の 場所に支所・支社・支店を持 ち、それらを統括する事業所 をいいます ・支所・支社・支店とは、他の 場所にある本所などの統括を 受けている事業所をいいます 工場 営業所などのほか、従 業者のいる倉庫や管理人のい る寮なども該当します	1 単独事業所		2 本所・本社・本店		3 支所・支社・支店(FC・BC加盟店を除く)						
	本所・本社・本店の名称及び所在地										
	名称・ 電話番号	フリガナ			電話番号(代表)						
		正式名称			() 局 番						
	所在地	郵便番号	都道府県名	市区町村名							
		町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)							
4 事業所の従業者数 ・個人業主の家族が働いていて 賃金や給料を受け取っている 場合は常用雇用者となります ・有給役員とは、個人経営以外 の場合で、役員報酬を得てい る人をいいます ・常用雇用者のうち「④以外の 人」とは、パート・アルバイ トなどで、雇用期間が常用雇 用者の定義に当てはまる人を いいます	9月1日現在 でこの事業所に 所属する従業 者数を記入し てください 他の会社など 別経営の事業 所へ出向又は 派遣している 人も含みます	① 個人 業主 (個人経営 の事業主)	② 個人業 主の家族 で無給の 者	③ 有給 役員	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を 定めて雇用している人、又は、直近2か月にそれぞれ 18日以上雇用している人)		⑥ 臨時 雇用者 (常用雇用者 以外の雇用者) (1か月以内の期間を定めて雇用 している人、又は、日々雇用して いる人 (⑤以外のパート・アルバイト等を含む))	⑦ 合計 (①~⑥の合計)			
		男	人	人	人	人	人	人			
	女	人	人	人	人	人	人	人			
	⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向 又は派遣している人(送出者)				①~⑦以外で、別経営の事業所からきて この事業所で働いている人(受入者)						
					出向		派遣				
	男	人			人		人				
	女	人			人		人				
	5 前年総売上高 ・前年1月から12月までの 総売上高を記入してください ・1万円未満を四捨五入し 記入してください	前年1月から12月までの前年総売上高(暦年総売上高)の額(万円未満四捨五入)									
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

裏面もご記入願います

黒枠の部分にあらかじめ名称・所在地等が印刷されている場合は確認して変更・修正がなければ訂正してください

6 事業所の事業の種類及び業態 ・この事業所で行っている事業の内容について 別にお記した「調査票の記入のしかた」を参照して できるだけ詳しく記入してください ・主な事業は 過去1年間の収入額又は販売額などの最も多い事業について記入してください	(1) この事業所で行っている事業のすべての番号を○で囲んでください									
	01 農業、林業	02 漁業	03 鉱業、採石業、砂利採取業	04 建設業	05 製造業	06 電気・ガス・熱供給・水道業	07 情報通信業	08 運輸業、郵便業	09 卸売業、小売業	10 金融業、保険業
	11 不動産業、物品賃貸業	12 学術研究、専門・技術サービス業	13 宿泊業、飲食サービス業	14 生活関連サービス業、娯楽業	15 教育、学習支援業	16 医療、福祉	17 他の営利事業	18 その他 (政治・経済・文化・宗教団体など)		
	(2) この事業所で行っている主な事業の内容を記入してください					(3) (2)の主な事業の内容について その生産品 取扱い商品 又は営業種目を 収入額又は販売額などの多い順に記入してください				
(4) (2)の主な事業の内容について 「ア 物品の製造・加工及び卸売・小売を行っている」「イ 土木・建築工事を行っている」場合は それぞれの事業の業態について 当てはまる番号を一つ○で囲んでください										
ア 物品の製造・加工及び卸売・小売を行っている			イ 土木・建築工事を行っている							
1 主に製造して出荷又は卸売			7 土木工事の施工額が 施工額全体の80%以上							
2 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工			8 建築工事の施工額が 施工額全体の80%以上							
3 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売			9 土木工事と建築工事の施工額が いずれも80%未満							
4 主に他企業の事業所(下請け先も含む)で製造・加工した物品を卸売										
5 主に製造して小売										
6 主に製造は行わず小売										

7 事業所の開設時期 ・現在の場所で行った事業を始めた時期の番号を○で囲んでください	01 昭和59年以前	02 昭和60～平成6年	03 平成7～16年	04 平成17年	05 平成18年	06 平成19年	07 平成20年	08 平成21年	09 平成22年	10 平成23年	11 平成24年
--	---------------	-----------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

8 経営組織 ・会社以外の法人:財団・社団法人 学校・宗教・医療法人 特殊法人 協同組合 信用金庫等の事業所 ・法人でない団体:法人格のない 労働組合 後援会 協議会等の事業所	1 株式会社・相互会社 (有限会社を含む)	2 合名会社 合資会社	3 合同会社	4 会社以外の法人	5 個人経営	6 外国の会社 <small>[本社が外国にある会社]</small>	7 法人でない団体
---	--------------------------	----------------	-----------	--------------	-----------	---	--------------

9欄へ (支所・支社・支店の場合は記入終わりです) 15欄へ 記入終わりです

以下は単独事業所及び本所・本社・本店の場合のみ記入してください

9 資本金等の額及び外国資本比率 ・金額は 1万円未満を四捨五入し 万円単位で記入してください	資本金等(資本金又は出資金・基金)の額(万円未満四捨五入)								うち外国資本比率				
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円				

10 決算月 ・本決算月について該当する月のすべての番号を○で囲んでください	01 1月	02 2月	03 3月	04 4月	05 5月	06 6月	07 7月	08 8月	09 9月	10 10月	11 11月	12 12月
--	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------

11 企業全体の総売上高 ・金額は 1万円未満を四捨五入し 前年総売上高を記入してください ・この欄は本所・本社・本店の場合のみ記入してください	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
---	----	---	----	----	----	---	----	----	----	----

12 持株会社か否か	1 持株会社でない	2 事業持株会社	3 純粋持株会社
-------------------	--------------	-------------	-------------

13 親会社の有無等 ・親会社とは 貴社の議決権を50%を超えて直接所有する会社をいいます ただし 50%以下であっても 貴社が連結財務諸表の子会社の範囲に含まれている場合は 経営を実質的に支配している会社をいいます ・親会社が国内にある場合は 親会社の名称・電話番号及び所在地を市区町村名 町丁・字・番地・号 ビル(マンション)名・階・部屋番号 まで記入してください ・親会社が海外にある場合は 親会社の所在国名を記入してください	1 国内にある		2 海外にある(国名:)		3 親会社はない		
	親会社の名称・電話番号及び所在地						
	名称・電話番号	フリガナ	正式名称				電話番号(代表)
		(通称名)					() 局 番
所在地	郵便番号	都道府県名	市区町村名				
	町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)				

14 子会社の有無等 ・子会社の定義は「調査票の記入のしかた」を参照願います	1 ある		2 ない	
	国内の子会社数		海外の子会社数	
	社		社	

以下は 本所・本社・本店の場合のみ記入してください (単独事業所の場合は 記入終わりです)

15 支所・支社・支店の有無等 ・工場 営業所のほか 従業者のいる倉庫や管理人のいる寮なども含めます ・企業全体の主な事業の内容のみ印刷された情報をご確認の上 変更がありましたら訂正してください	支所・支社・支店の数及び法人等企業全体の常用雇用者数/企業全体の主な事業の内容						
	支所・支社・支店の数	国内	か所		海外	か所	
		企業全体の常用雇用者数	人		人		
	企業全体の主な事業の内容	記入終わりです					

平成26年経済センサス-基礎調査及び 平成26年商業統計調査のための試験調査

経済センサス-基礎調査票B(案)

平成24年9月1日 総務省統計局



市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*
参考資料14			
オンライン調査ID			
パスワード			

・別にお配りした「オンライン調査利用ガイド」を参考にしてください
 ・オンライン調査にご協力いただいた場合は、この調査票へのご回答は不要です

・別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参考に記入してください
 ・番号を付してある欄では 当てはまる答えの番号を○で囲んでください
 ・この調査は 統計法に基づき政府が実施する統計調査です
 ・秘密の保護には万全を期していますので ありのままを記入してください

調査票の内容について照会 する場合がありますので記入 をお願いします	所属部署名	記入者氏名	電話番号
			() 局 番 (内線:)

黒枠の部分に あらかじめ名称・所在地等が印刷されている場合は確認して変更・修正があれば訂正してください 変更・修正がなければ「レ」印を記入してください	1 事業所の名称及び電話番号		フリガナ		電話番号(代表)				
	・屋号など通称名がある場合は ()内に記入してください		正式名称		()				
			(通称名)		局 番				
					番				
2 事業所の所在地		郵便番号		都道府県名		市区町村名			
・市区町村名 町丁・字・番地・号 ビル(マンション)名・階・部屋番号まで記入してください		町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)					
3 本・支の別		1 単独事業所		2 本所・本社・本店		3 支所・支社・支店(FC・BC加盟店を除く)			
・フランチャイズチェーン(FC) / ボランタリーチェーン(BC) 加盟店は「1 単独事業所」もしくは「2 本所・本社・本店」に○を記入してください ・単独事業所とは 他の場所に本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいいます ・本所・本社・本店とは 他の場所に支所・支社・支店を持ち それらを統括する事業所をいいます ・支所・支社・支店とは 他の場所にある本所などの統括を受けている事業所をいいます 工場 営業所などのほか 従業員のいる倉庫や管理人のいる寮なども該当します		本所・本社・本店の名称及び所在地							
		名称・電話番号		フリガナ		電話番号(代表)			
				正式名称		()			
				(通称名)		局 番			
						番			
		郵便番号		都道府県名		市区町村名			
		町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)					
4 事業所の従業者数		区分		男		女			
・9月1日現在でこの事業所に所属する従業者数を記入してください ・個人業主の家族が働いていて賃金や給料を受け取っている場合は「④ 正社員・正職員などと呼ばれている人」となります ・「③ 有給役員」とは個人経営以外の場合で役員報酬を得ている人をいいます ・「④ 正社員・正職員などと呼ばれている人」には「1か月以内の期間を定めて雇用している人」や「日々雇用している人」は含みません ・他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます		① 個人業主		人		人			
		② 個人業主の家族で無給の者		人		人			
		③ 有給役員		人		人			
		④ 正社員・正職員などと呼ばれている人		人		人			
		⑤ ④以外の人で右の条件の何れかで雇用(パート・アルバイトなど)		期間を定めずに雇用している 又は 1か月を超える期間を定めて雇用している 又は 直近2か月にそれぞれ18日以上雇用している		人		人	
				1か月以内の期間を定めて雇用している 又は 日々雇用している		人		人	
		⑥ 合計(①~⑤の合計)		人		人			
		⑥のうち 別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)		人		人			
(2) (1)以外で 別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)		出向		人		人			
		派遣		人		人			

黒枠の部分にあらかじめ名称・所在地等が印刷されている場合は確認して変更・修正がなければ「レ」印を記入してください

5 事業所の事業の種類及び業態 ・この事業所で行っている事業の内容について 別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して できるだけ詳しく記入してください ・主な事業は 過去1年間の収入額又は販売額などの最も多い事業について記入してください	(1) この事業所で行っている事業のすべての番号を○で囲んでください									
	01 農業、林業	02 漁業	03 鉱業、採石業、砂利採取業	04 建設業	05 製造業	06 電気・ガス・熱供給・水道業	07 情報通信業	08 運輸業、郵便業	09 卸売業、小売業	10 金融業、保険業
	11 不動産業、物品賃貸業	12 学術研究、専門・技術サービス業	13 宿泊業、飲食サービス業	14 生活関連サービス業、娯楽業	15 教育、学習支援業	16 医療、福祉	17 他の営利事業	18 その他 (政治・経済・文化・宗教団体など)		
	(2) この事業所で行っている主な事業の内容を記入してください					(3) (2)の主な事業の内容について その生産品 取扱い商品 又は営業種目を 収入額又は販売額などの多い順に記入してください				
(4) (2)の主な事業の内容について 「ア 物品の製造・加工及び卸売・小売を行っている」「イ 土木・建築工事を行っている」場合は それぞれの事業の業態について 当てはまる番号を一つ○で囲んでください										
ア 物品の製造・加工及び卸売・小売を行っている			イ 土木・建築工事を行っている							
1 主に製造して出荷又は卸売			7 土木工事の施工額が 施工額全体の80%以上							
2 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工			8 建築工事の施工額が 施工額全体の80%以上							
3 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売			9 土木工事と建築工事の施工額が いずれも80%未満							
4 主に他企業の事業所(下請け先も含む)で製造・加工した物品を卸売										
5 主に製造して小売										
6 主に製造は行わず小売										

6 事業所の開設時期 ・現在の場所で行った事業を始めた時期の番号を○で囲んでください	01 昭和59年以前	02 昭和60～平成6年	03 平成7～16年	04 平成17年	05 平成18年	06 平成19年	07 平成20年	08 平成21年	09 平成22年	10 平成23年	11 平成24年	
7 経営組織 ・会社以外の法人:財団・社団法人 学校・宗教・医療法人 特殊法人 協同組合 信用金庫等の事業所 ・法人でない団体:法人格のない 労働組合 後援会 協議会等の事業所	1 株式会社・相互会社 (有限会社を含む)	2 合名会社 合資会社	3 合同会社	4 会社以外の法人	5 個人経営	6 外国の会社 <small>(本社が外国にある会社)</small>	7 法人でない団体					

8欄へ (支所・支社・支店の場合は記入終わりです) 13欄へ 記入終わりです

(以下は本所・本社・本店及び単独事業所の場合のみ記入してください)

8 資本金等の額及び外国資本比率 ・金額は 1万円未満を四捨五入し 万円単位で記入してください	資本金等(資本金又は出資金・基金)の額(万円未満四捨五入)								うち外国資本比率					
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円					% (小数第2位を四捨五入)
9 決算月 ・本決算月について該当する月のすべての番号を○で囲んでください	01 1月	02 2月	03 3月	04 4月	05 5月	06 6月	07 7月	08 8月	09 9月	10 10月	11 11月	12 12月		
10 持株会社か否か	1 持株会社でない				2 事業持株会社				3 純粋持株会社					
	1 国内にある				2 海外にある(国名:)				3 親会社はない					
	親会社の名称・電話番号及び所在地													
	名称・電話番号	フリガナ										電話番号(代表)		
	正式名称										()			
	(通称名)										局番			
所在地	郵便番号			都道府県名				市区町村名						
	町丁・字・番地・号			ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)										
11 親会社の有無等 ・親会社とは 貴社の議決権を50%を超えて直接所有する会社をいいます ただし 50%以下であっても 貴社が連結財務諸表の子会社の範囲に含まれている場合は 経営を実質的に支配している会社をいいます ・親会社が国内にある場合は 親会社の名称・電話番号及び所在地を市区町村名 町丁・字・番地・号 ビル(マンション)名・階・部屋番号 まで記入してください ・親会社が海外にある場合は 親会社の所在国名を記入してください	1 国内にある				2 海外にある(国名:)				3 親会社はない					
	親会社の名称・電話番号及び所在地													
12 子会社の有無等 ・子会社の定義は「調査票の記入のしかた」を参照願います	1 ある				2 ない									
	国内の子会社数				海外の子会社数									
社				社										

以下は 本所・本社・本店の場合のみ記入してください (単独事業所の場合は 記入終わりです)

13 支所・支社・支店の有無等 ・工場 営業所のほか従業者のいる 倉庫や管理人のいる寮なども含めます ・常用雇用者とは 期間を定めずに 若しくは1か月を超える期間を 定めて雇用している人 又は 直近2か月にそれぞれ18日以上雇用している人を言います ・企業全体の主な事業のみ印刷された情報をご確認の上、変更がありましたら訂正してください	支所・支社・支店の数及び法人等企業全体の常用雇用者数/企業全体の主な事業の内容											
	支所・支社・支店の数	国内	か所				海外	か所				
			人					人				
	企業全体の常用雇用者数	人				人						
企業全体の主な事業の内容												

→ 記入終わりです

試験調査実施のポイント

1 試験調査における調査票の配布・回収等について

(1) オンライン調査

事業所ごとの調査（以下、「調査員調査」という。）におけるオンライン調査の導入は初めての試みであり、試験調査実施地域の全てにおいて導入し、事務の流れ及び企業規模別・地域別のオンライン回答率や回答状況を把握し、本調査での導入における基礎資料を得る。

(2) 郵送による回収

調査員調査においては、試験調査全体の1/2の地域を対象に郵送回収を導入し、郵送回収に係る事務負担・記入状況等を把握するとともに、本調査での全面的又は部分的導入等の適否についての基礎資料を得る。

(3) 経理項目の把握

調査員調査では、調査票を2種類（経理項目あり、経理項目なし）を用意し、市（区）により配布対象を分けることで、経理項目を把握することによる回答率や記入状況を検証し、本調査における把握事項としての適否についての基礎資料を得る。

(4) 事業所の従業者数（従業上の地位）

試験調査においては、「常用雇用者・臨時雇用者」と「正規雇用者・非正規雇用者」の2つの表記に分けることで、記入状況等を整理し、本調査における表記の変更の可否についての基礎資料を得る。

【試験調査実施県における検証】

試験調査実施県		調査票の配布又は回収		調査票のタイプ※
都道府県	市(区)	オンライン調査	郵送回収	
A県	a 1	実施する	1/2 地域を対象に実施	A(経理項目あり、常用雇用者)
	a 2			B(経理項目なし、正規・非正規)
B県	b 1		1/2 地域を対象に実施	B(経理項目なし、正規・非正規)
	b 2			A(経理項目あり、常用雇用者)
C県	c 1		1/2 地域を対象に実施	A(経理項目あり、常用雇用者)
	c 2			B(経理項目なし、正規・非正規)
D県	d 1		1/2 地域を対象に実施	B(経理項目なし、正規・非正規)
	d 2			A(経理項目あり、常用雇用者)
E県	e 1		1/2 地域を対象に実施	B(経理項目なし、正規・非正規)
	e 2			A(経理項目あり、常用雇用者)

※試験調査区域内における商業事業所については、調査票Cを配布

2 経理項目の把握について

調査員調査における、事業所単位の売上高は、経済センサス - 活動調査の総売上高の調査事項と同じものとし、試験調査の状況や企業ヒアリング等を踏まえ、更に整理することとする。

なお、通信業などのネットワーク型産業について、事業所ごとの売上高の把握が困難な産業については、調査票上において記入を要しない設計とするなどの対応を検討する。

(参考)

平成 13 年事業所・企業統計調査試験調査

① 試験調査の概要

調査対象：約 3,000 事業所

調査期日：平成 12 年 7 月 1 日

実施地区：秋田市・東京都（4 区）・津市・大阪市・呉市

（回収率：96.9%）

② 回収率・記入状況の整理

	未回収率	未記入割合	
		企業の年間販売額	事業内容売上比率
調査票 A (経理項目無し)	2.2%	—	—
調査票 B (企業の年間販売額)	4.8%	10.3%	—
調査票 C (企業の年間販売額+事業内容売上比率)	3.2%		20%

3 事業所の従業者数（従業上の地位）について

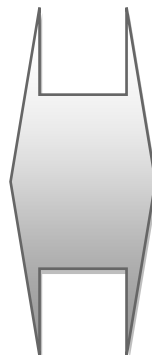
従来の「常用雇用者・臨時雇用者」による表記は、記入者側と調査実施者側で、齟齬が発生していると思われる問題があった。一般的に企業においては、常用雇用者というカテゴリーを使用していないと思われ、常用・臨時という区分での把握はやや困難であることから、以下の表記への組み替えを検討する。

なお、検証に当たっては企業ヒアリングや、試験調査において実施するアンケートの結果について分析を行い、記入の可否等の状況を整理し、本調査に向けた表記の変更の可否について検討を進める。

【事業所の従業者数（従業上の地位）の表記パターン】

調査票A

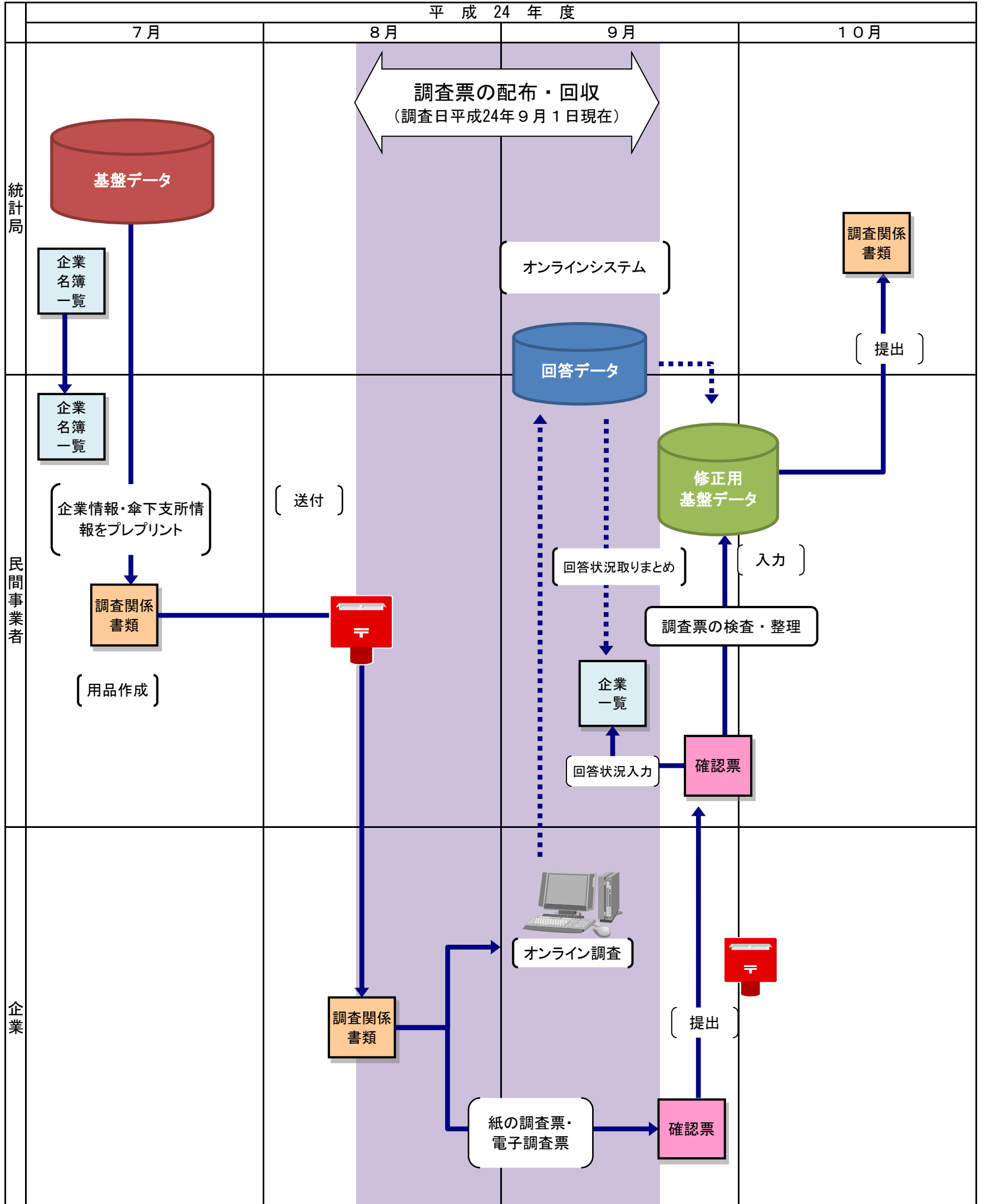
<p>「④常用雇用者」とは、以下のいずれかに該当する人を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を定めずに雇用されている人 ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ・ 平成21年の5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人 <p>「⑤臨時雇用者」とは1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に当てはまらない人を行います</p>	① 個人業主	
	② 個人業主の家族で無給の者	
	③ 有給役員	
	④ 常用雇用者	正社員・正職員などと呼ばれている人
		上記以外の常用雇用者 <パート・アルバイトなど>
	⑤ 臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者） <上記④以外のパート・アルバイトなどを含む>	
	合計（①～⑤の合計）	
上記①～⑤のうち別経営の事業所へ派遣している人等		
④ 上記以外の人で別経営の事業所から派遣されている人等		



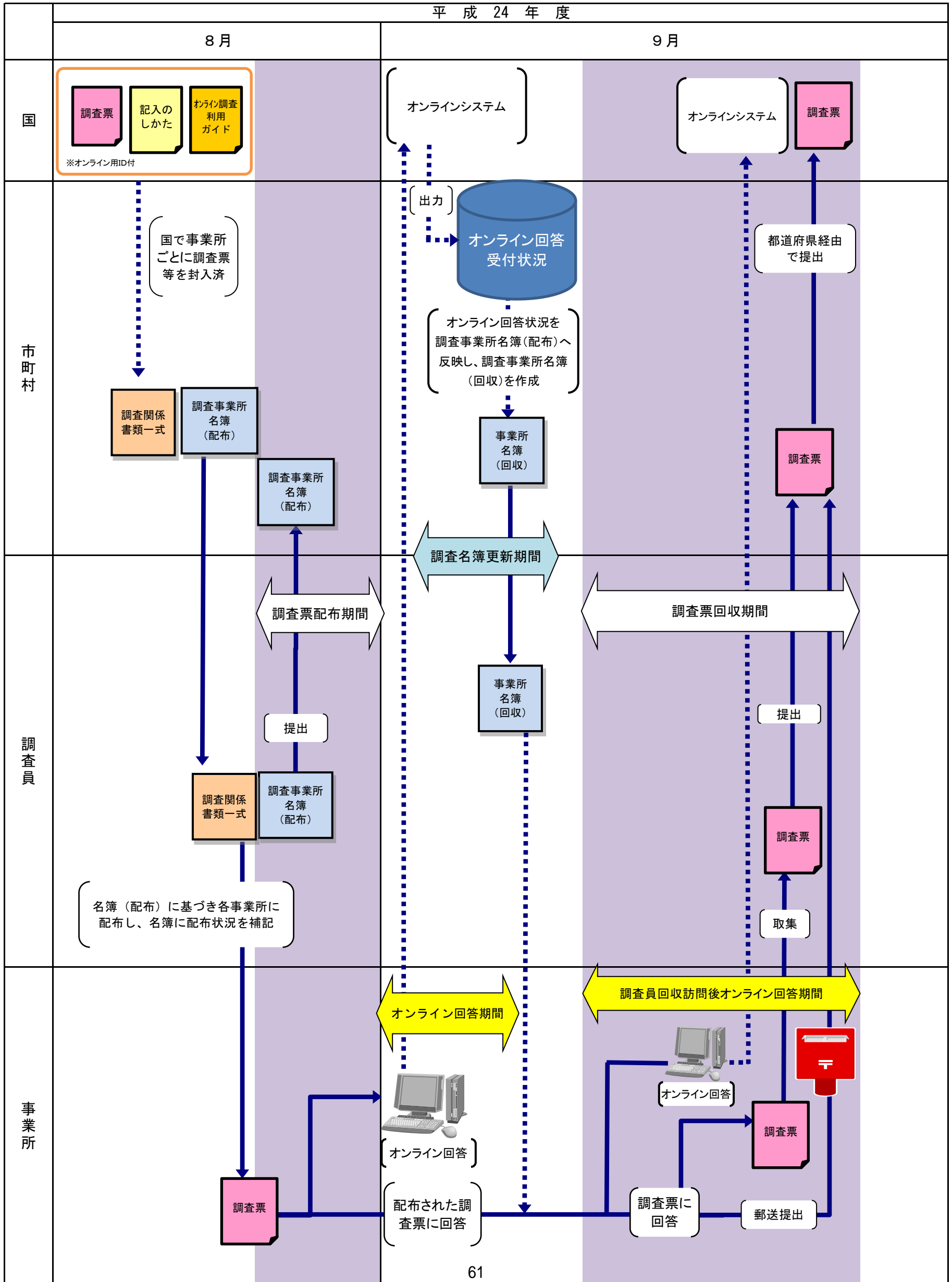
調査票B

① 個人業主	
② 個人業主の家族で無給の者	
③ 有給役員	
④ 正社員・正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を定めずに雇用している ・ 1ヶ月以上を超える期間を定めて雇用している ・ 直近2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用した
	⑤ ④以外（パート・アルバイトなど）
合計（①～⑤の合計）	
上記①～⑤のうち別経営の事業所へ派遣している人	
上記以外の人で別経営の事業所から派遣されている人	

平成26年経済センサス - 基礎調査試験調査実施の流れ（企業構造の把握）



平成26年経済センサス - 基礎調査試験調査実施の流れ（事業所ごとの調査）



企業ヒアリングの実施について

1 目的

平成26年経済センサス - 基礎調査では、26年度に「事業所単位の調査」を実施するに先立ち、本・支の関係を整理すること等を目的として、25年度に支所事業所を有する本社等を対象とした「企業構造の事前把握」を実施する方向で検討している。

「企業構造の事前把握」と「事業所単位の調査」の実施に当たっては、24年度に試験調査を行い、調査手法等について検証することとしているが、さらに、支所事業所数が一定規模以上を超える企業の一部を抽出し、調査方法や調査事項等について、個別にヒアリングを行うことによって、平成26年経済センサス - 基礎調査の具体的な実施方法等の検討に資することとする。

2 実施時期

平成23年9月中旬～11月下旬

3 対象企業

東京近郊に本社等の所在地のある20企業

- ・ 原則、国内の支所事業所数100以上を有する企業から、産業分類と国内支所数を勘案して抽出した企業

4 ヒアリング事項

平成26年経済センサス - 基礎調査の実施に当たり、調査の流れ・調査事項に係る意見等を聴取

5 主な意見

(別紙)

企業構造の事前把握

傘下支所事業所の確認方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所事業所を多く保有している企業の場合、プレプリントの確認作業は大きな負担となる。 【G情報通信業】 ・ 支所情報の記入に当たり必要とする情報の様式を提示してもらい、企業側で管理している支所等の情報を整理し提出する方が作業として効率的である。【H運輸業、郵便業】 ・ 活動調査における準備調査については、郵便番号順に並び替えを行い、一件一件目視で確認していた。例えば、事前に最新の名簿を提出し、国で照合の上、照合できなかったデータ(=アンマッチデータ)について、廃業等を確認するという流れにはできないか。【H運輸業、郵便業】【Q複合サービス業】 ・ 支所情報の記入については、支所数が多いため、処理方法を個別に検討していただきたい。プレプリント情報の確認は、かなりの作業と時間を要する。【I卸売業、小売業】 ・ 傘下支所情報のプレプリントに関して、一店舗ずつの確認は非常に困難である。【I卸売業、小売業】
支所の改廃状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は国内に支所が200ほどあるが、平成21年からの変更箇所は殆どないので、プレプリントしてあると効率的に確認できる。【D建設業】 ・ プレプリントされた支所の確認はできるが、支店の改廃が激しいため、平成21年の情報からかなり変更点がある。【K不動産業、物品賃貸業】 ・ 当社の支所数は、約4,000であるが、年間に100~200件の解約、約400件の新規契約が行われており、改廃はかなり激しい。25年に名簿を最新の情報にしたとしても、26年の本調査時にはかなりの変更があると思われる。【M宿泊業、飲食サービス業】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の労働保険番号は、本社や工場、地域拠点など複数持っている。そのうちの1つを記入するとすれば、本社のものを記入すると思う。【E製造業】 ・ 関係書類は郵送で受け取る方法で良い。【G情報通信業】 ・ 「プレプリントした支所情報」と「新設の支所事業所の情報」の構成(順序)を逆にした方が良いのではないかと。現在の構成では、企業側がプレプリントされた箇所のみを確認して、最後のページ(新設事業所の追加)まで確認しない可能性がある。また、平成21年7月以降に新設された事業所について記載とあるが、平成24年2月の活動調査で記入したばかりであり、企業側の理解が得られるようにする必要がある。【G情報通信業】 ・ 当社の店舗は全国に約900店あるが、その中でフランチャイズ店は約140店ほど。直営店とフランチャイズ店とを外観から見分けることはできないが、直営とフランチャイズ店とを区分したリストを事前に提供することは可能である。【I卸売業、小売業】 ・ 当社の店舗情報はWebにおいても公開しており、フランチャイズかどうかの情報については、その店舗情報に付与して提供することになる。【L学術研究、専門・技術サービス業】

事業所ごとの調査

調査手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の下に位置付けられる作業所等で、それぞれ調査票を記入することは困難である。営業所に傘下作業所分の調査票を配布してもらうか、本社に一括して調査票を送ってもらい、そこから営業所に送付する方法であれば対応可能である。【D建設業】 ・ 支所同士で従業者が兼務している場合もあり、また、調査への対応について通達文を出す必要があることから、可能であるならば本社一括調査を希望したい。記入期間としては1～2か月あれば可能である。【H運輸業、郵便業】 ・ 本社に一括して調査票を送付されたとしても、本社で記入できない項目があれば、支所に調査票を送付することとなるので、初めから各支所に調査票を送付する方が効率的である。【I卸売業、小売業】 ・ 各種統計調査に関して支所独自で記入・回答することはあまりなく、いったん本社に調査票を送付することとなる。そのため、商業統計調査に関しては、本社一括調査を希望することになると思う。【I卸売業、小売業】 ・ 26年調査も本社一括調査で回答したい。調査員が各店舗に調査票を配布すると、様々な照会が本社に寄せられることとなり、その対応がかなりの負担となる。【I卸売業、小売業】 ・ 本社にて調査票を一括で記入することは、作業量も勘案すると非常に困難【I卸売業、小売業】 ・ 事業所ごとの調査についても、本社一括を希望したい。当社が統計調査に回答する場合、提出する前に本社の総務部で確認を行っており、最初から本社で一括して記入する方が効率的である。【K不動産業、物品賃貸業】 ・ 基本的には、本社が一括で記入することもできるが、従業者数の欄については、本社、支社レベルで記入できないこともあるため、個々の事業所で記入した方が正確である。【Q複合サービス業】
経理項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高の考え方として、販売＝売上ではなく、(商品券などのように)使用＝売上(推計)であるため、企業全体の前年総売上高は把握できるが、各店舗の売上となると、非常に難しい。売上高の定義の整理が必要である。【H運輸業、郵便業】 ・ 総売上高については決算の数値を記入することとなるが、当社の公にしている数値は関連会社の連結決算である。なお、単独決算の数値は把握しているが、調査票へ記入し外部へ提供するとすると、社内手続を経る必要がある。【I卸売業、小売業】 ・ 事業所ごとに前年総売上高は把握しているが、実際記入するとすると抵抗感がある。【I卸売業、小売業】 ・ インターネット販売については、各店舗には、手数料が落ちるだけの仕組みになっているため、店舗ごとの販売額は存在しない。【I卸売業、小売業】 ・ 保険業界において総売上高は総収入保険料を指し、これは「その営業オフィス」が「その年度」に契約した保険商品の額の積み上げではなく、その年度に当社に振り込まれる保険料全体の額である。そのため、事業所(各営業オフィス)ごとの総売上高については、本社、支社、営業オフィスのどのレベルでも記入することは難しい。【J金融業、保険業】

調査項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者は、それぞれの店舗における従業員ということではなく、受け持ちで複数の店舗を一人の人間が担当しているという状態である。このため、主担当ということではしか記入できないように思う。【I卸売業、小売業】 ・ 9月1日現在の従業者数を記入するとのことだが、支所間の人事異動も激しく、本社では3月末日の数字しか把握していない。【K不動産業、物品賃貸業】 ・ 当社の従業者は半分以上が非正規雇用者であり、本社において、営業所ごとのパート・アルバイトを含め、男女別の人数を把握している。【M宿泊業、飲食サービス業】 ・ 各店舗では、長の裁量で臨時雇用者を採用しているところもあり、本社や統括している支社レベルでは従業者数を把握していないのではないか。【Q複合サービス業】 ・ 「事業所ごとの開設時期」は、支所ごとに把握していないため、記入することはできない。【Rサービス業（他に分類されないもの）】
従業者の表記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用雇用者については、聞き覚えのない言葉であり、呼称ベースから契約期間別にとらえる方（調査票B）が書きやすい。【G情報通信業】 ・ 臨時という言葉に惑わされるため、2か月以上の単位で臨時職員を雇うとなった場合、本来、常用雇用者として記入すべきところを、誤って、臨時雇用者に積算してしまう可能性は重々ある。【G情報通信業】 ・ 従業者数の表記については、B案の方が分かりやすい。【J金融業、保険業】
オンライン回答について	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレプリント事項が多く、記入箇所が少ないため、オンライン回答の利用は低いのではないかと。【G情報通信業】 ・ 回答方法の選択肢の一つとしてオンラインが利用できることは便利である。但し、傘下支所事業所の中にはスキル面等の問題もあり、利用しない事業所も存在すると思う。【H運輸業、郵便業】 ・ オンラインについては、当社のセキュリティの問題もあるが、オンライン特有の制限がかかること（ある項目を記載しないと次の項目に進めない）などから、あまり利用したくないが、紙の調査票への記入よりは良い。【I卸売業、小売業】 ・ 回答にあたっては、オンライン調査を希望したい。本社一括で回答することを考えると、事業所ごとの調査についても（エクセルのような）一覧で見られるような様式を用意していただきたい。【K不動産業、物品賃貸業】 ・ 回答に当たってはオンラインを利用したいが、様式に保護がかかっているデータが貼り付けられない等、不便な部分も多いので改善をお願いしたい。【Rサービス業（他に分類されないもの）】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに調査票を作成するのは、時間的にも作業的にも非常に大きな負担である。【I卸売業、小売業】 ・ 毎月20~30の統計関係の照会等があり、同様の調査は同時に実施していただけることを期待している。【I卸売業、小売業】

企業ヒアリング等を踏まえた本調査における取組案と今後の検討課題

1 事業所ごとの調査

課題	本調査における取組案	今後の検討課題
① 調査員の確保が難しい現状があり、受け持ち事業所数の削減等、調査員の事務負担軽減が必要 ② 営業所単位では、調査票に回答できる総務課などの部署がないため、記入は非常に困難 ③ 傘下支所事業所の詳細情報(男女別の従業者属性等)を本社でのみ把握	A 本社一括調査の導入 傘下支所事業所の情報について、本社からの回答が確実に見込める企業については、国における本社一括調査を検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本社からの回答が確実に見込める企業をどのように判断するのか ◆ 調査手法の選定について、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか ◆ 帳票形式の電子調査票である Excel 調査票を html 調査票とは別に作成する必要があるため、オンライン調査のしくみをどのようにするのか
	B 直轄調査の検討 大企業の本社等で、調査員調査では、担当者との面会が困難な事業所(本社)については、直轄調査の導入を検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象事業所(本社)の選定方法をどのようにするか ◆ 調査手法の振り分けについて、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか ◆ 迅速かつ正確な調査票回収のために、配布・回収をどのようにするのか
④ オンライン調査については、回答期間終了後も客体から利用希望があることが想定され、それに応じた期間の延長が必要 ⑤ 期間の延長によるオンライン回答状況を調査員へ還元する作業時間が不足	C オンライン回答期間の延長を考慮したしくみの検討 オンライン回答期間を延長した場合に、回答状況を調査員へ還元するしくみを検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査員の事務負担を考慮して、調査の流れが複雑にならないしくみを検討する(試験調査において検証予定) ◆ 調査員に対して、どのように回答状況を伝達するのがよいか
⑥ 調査事項に経理項目を加えることにより、調査票の回収率及び未記入割合に影響がでる ⑦ 企業全体については問題ないが、事業所単位では、総売上高だけとはいえ、記入することは困難 ⑧ 産業ごとに総売上高の定義が異なる	D 経理項目の把握 記入できない産業に対しては、記入の必要がないような調査票の設計にし、記入のしかた等において、総売上高の定義を整理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 試験調査の評価・分析によって、把握の可否も含め検討する

2 企業構造の事前把握

課題	本調査における取組案	今後の検討課題
① 傘下支所事業所数が多くなればなるほど、目視での改廃確認が困難	E 任意記入欄の導入 電子調査票には、任意記入欄を設け、各支所のコード(企業が管理している独自のコード)を記入できるようにして、照合作業や照会を容易なものとする	<ul style="list-style-type: none"> 電子照会票のレイアウト及び任意記入欄のデータ管理をどうするのか
② 照会が発生したとき、どの支所についての照会なのかを判別するのに、時間を要する	F 調査対象名簿の整備の検討 支社等の改廃が激しい企業については、実査時の影響も考慮し、調査員調査の調査対象名簿について事前整備を検討	<ul style="list-style-type: none"> 個別対応となるため、傘下支所事業所の規模を対応できる範囲に限定する必要がある、どのように選定するのか 改廃状況の確認方法をどのように行うのか
③ 営業所等の改廃が激しい企業があり、本調査までの9か月間で情報が劣化してしまう場合がある		<ul style="list-style-type: none"> 試験調査の評価・分析によって、把握の可否も含めて、検討する
④ 労働保険番号については一意に定まらず、記入が困難	G 労働保険番号の把握 記入のしかたにおいて、どの番号を記入するのかを整理	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握している情報の精査や事業所定義の整理
⑤ 企業が独自に管理している支所リストにおける傘下支所事業所と、こちらが意図しているものに大きな相違	H 事業所の定義の認識に関して 日本標準産業分類における事業所の定義を徹底するため、支所等の考え方を整理した用品を作成	

3 その他

課題	本調査における取組	今後の検討課題
① 同時実施に係る地方事務の複雑化	I 同時実施に係る委託費交付 精算事務の効率化について、総務省・経済産業省の委託費執行科目の統一を図る等の検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、委託費執行科目の統一化を、本調査までに検討する

企業構造の事前把握

事業所ごとの調査

調査対象
日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営、家事サービス業及び公務に属する企業を除き、傘下支所事業所を有する、全ての企業を対象に実施

調査期日
平成25年9月1日実施

報告の単位
○ 本社等において記入
(国内の傘下支所事業所の情報についても記入)

調査の流れ

調査手法
郵送配布・回収
オンライン回答

調査及び報告の単位
■ 本社等において国内の傘下支所事業所の名称等を確認票に記入
確認票(本社) 希望確認票 (記入者) (民間事業者)
■ 本社等において保有する国内の傘下支所事業所の名簿を提出し、調査対象名簿を整備(詳細について検討中)
傘下事業所名簿
改廃事業所名簿 (記入者) (国)

調査事項
【事業所に関する事項】
名称及び電話番号、所在地、経営組織、事業の種類等
【企業に関する事項】
法人全体の正規雇用者数、法人全体の主な事業の種類、法人全体の前年総売上高、支所等の有無及び名称・所在地、合併・分割状況等

確認事項
平成26年調査における本社一括調査の希望の有無

調査対象
日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所を対象に実施

調査期日
平成26年7月1日実施

報告の単位
○ それぞれの事業所ごとにそれぞれ一枚の調査票を記入
○ 本社等において記入(国内の傘下支所事業所の情報についても記入)

調査の流れ

調査手法
郵送回収
オンライン回答
郵送配布・回収

調査及び報告の単位
■ それぞれの事業所ごとに調査票を記入
調査票(本社) (記入者) (調査員)
調査票(支所) (記入者) (調査員)
■ 本社等において国内の傘下支所事業所の情報をまとめて記入
調査票(本社)
調査票(支所) (記入者) (国)

調査事項
【事業所に関する事項】
名称及び電話番号、所在地、経営組織、本所・支所の別及び本所等の名称・所在地、開設時期、従業員数、事業の種類等
【企業に関する事項】
資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社の有無等、法人全体の常用雇用者数、法人全体の主な事業の種類、支所等の有無等

本調査における取組と今後の検討課題

- 1 事業所ごとの調査における本社一括調査等の導入
受け持ち事業所数の削減等、調査員の事務負担軽減のため、傘下支所事業所の情報について、本社からの回答が確実に見込める企業については本社一括調査を実施
→ 導入するに当たっては、以下の3点について検討
① 本社からの回答が確実に見込める企業をどのように選定するのか
② 調査手法の選定について、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか
③ 大企業の本社等で、調査員調査では、担当者との面会が困難な事業所(本社)の調査手法を検討
- 2 オンライン調査の拡充と、オンライン回答を想定した調査事務の流れの検討
オンライン回答期間を延長した場合に、回答状況を調査員へ還元するしくみを検討
→ 検討に当たっては、調査員の事務負担を考慮して、調査の流れが複雑にならないしくみを考慮
- 3 その他
平成26年は大規模調査が輻輳しているため、経済産業省所管の商業統計調査と同時実施する
→ 調査全体の流れ等、調査全般について経済産業省と共同で検討

平成 26 年経済センサス-基礎調査概要(案)

1 調査の目的

経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

特に、経済センサス-基礎調査の結果は、ビジネスレジスターの基盤となり、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報として活用されることから、事業所の確実な捕捉と企業構造の正確な整理に重点を置いた調査を実施する必要がある。

2 企業構造の事前把握

(1) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営、家事サービス業及び公務に属する企業を除き、傘下支所事業所を有する全ての企業を対象に実施

(2) 調査の期日

平成 25 年9月1日現在によって実施

(3) 報告の単位

国内に保有する傘下支所事業所の情報について、本社が一括して記入

(4) 調査の流れ

総務省(民間事業者)－調査対象

総務省と委託契約を結んだ民間事業者が、直接、調査対象事業所に郵送にて確認票を送付し、郵送にて回収を行う。また、回答に関しては、Excel 形式の電子調査票を用意し、政府統計共同利用システムを介したオンライン調査も導入。

【検討課題】

- ◆ 支社等の改廃が激しい企業については、実査時の影響も考慮し、調査員調査の調査対象名簿について事前整備を検討
 - 個別対応となるため、傘下支所事業所の規模を対応できる範囲に限定する必要があり、どのように選定するのか
 - 改廃状況の確認方法をどのように行うのか

3 事業所ごとの調査※

(1) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所を対象に実施

(2) 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在によって実施

(3) 報告の単位

事業所・企業ごとに、次のいずれかの方法により、調査を行う。

(ア) それぞれの事業所ごとに調査票を記入

(イ) 国内に保有する傘下支所事業所の情報について、本社が一括して記入

(4) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

① 調査員調査

総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員－調査対象

② 本社一括調査

総務省(民間事業者)－調査対象

地方公共団体の長が任命した調査員が、調査客体ごとに調査票を配布・収集する。また、回答に関して、①の調査員調査では、html 形式の電子調査票を用意し、オンライン調査も導入する。

なお、調査票回収に当たっては、調査員が収集に伺う前にオンライン回答期間を設け、オンライン回答した事業所については、調査員は収集に伺う必要がないしくみを検討する。

オンライン調査期間後は調査員の対面収集を原則とするが、近年の調査環境悪化を踏まえ、郵送回収等についても検討する。

【検討課題】

- ◆ 傘下支所事業所の情報について、本社からの回答が確実に見込める企業については、国において本社一括調査を実施
 - 本社からの回答が確実に見込める企業をどのように判断するのか
 - 調査手法の選定について、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか
 - 本社一括調査では、帳票形式の電子調査票である Excel 調査票を html 調査票とは別に作成する必要があるため、オンライン調査のしくみをどのようにするのか
- ◆ 大企業の本社等で、調査員調査では、担当者との面会が困難な事業所(本社)については、直轄調査の導入を検討
 - 対象事業所(本社)の選定方法をどのようにするか
 - 調査手法の振り分けについて、傘下支所事業所数の規模等をどのように設定するのか
 - 迅速かつ正確な調査票回収のために、配布・回収をどのようにするのか
- ◆ オンライン回答期間の延長を考慮したしくみの検討
 - 調査員の事務負担を考慮して、調査のながれが複雑にならないしくみを検討
 - 調査員に対して、どのように回答状況を伝達するのがよいか

※ 国及び地方公共団体の機関については、乙調査として、別の調査系統によって実施

4 調査事項

企業構造の事前把握及び民営事業所を対象とした経済センサス-基礎調査においては、次の表に掲げる事項を調査する

調査・確認事項		事前把握	基礎調査	
事業所に関する事項	1	名称・所在地及び電話番号	○	○
	2	合併・分割状況	○	
	3	経営組織		○
	4	事業所の開設時期		○
	5	事業所の主な事業の内容	○	○
	6	事業所の前年総売上高		○
	7	事業所の従業者数		○
	8	本所の正式名称及び電話番号・所在地		○
	9	会社法人等番号	○	
	10	労働保険番号	○	
	11	EDINET コード	○	
	12	金融機関コード	○	
企業に関する事項	13	資本金等の額及び外国資本比率		○
	14	決算月		○
	15	持株会社か否か		○
	16	親会社の有無等		○
	17	子会社の有無等		○
	18	組織全体の前年総売上高	○	○
	19	組織全体の主な事業の種類	○	○
	20	組織全体の正規雇用者数	○	○
	21	傘下事業所の数	○	○
	22	傘下事業所の名称及び電話番号・所在地	○	
	23	傘下事業所ごとの正規雇用者数	○	

上記のうち一部については、平成 24 年経済センサス-活動調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

【検討課題】

- ◆ 新たに追加した一部の調査事項について、把握内容、様式等を検討
 - 試験調査の回収率や記入状況を踏まえ、ビジネスレジスターの効率的な整備や、基盤情報の整備に向けた把握内容、様式等について検討
- ◆ 事業所の従業者数（従業上の地位）の表記について検討
 - 常用雇用者・臨時雇用者の調査票上の表記について、試験調査における記入状況やアンケート結果を踏まえて検討

平成 26 年経済センサス - 基礎調査に係る今後の検討の進め方

時期	対象	主な内容等
●試験調査の分析及び評価		
平成 24 年 10～12 月	(企業構造の把握) 約 1,000 企業 (事業所ごとの調査) 約 3,000 事業所	24 年 9 月に実施する試験調査について、検証・評価を実施 <検討課題> ・オンライン調査による回答状況 ・事業所母集団データベースの効率的な整備に資する 新たな調査項目の記入状況 ・調査票の設計 ・商業統計調査との同時実施による調査の各段階での 事務処理期間 等 このほか、試験調査の対象となった企業・事業所に対し、アンケートを実施
●経済センサス-基礎調査に関する検討会		
平成 23 年 10 月～	ブロック幹事県 ・ 東京都 ・ 政令市を有する県 ・ 政令市 ・ 試験調査実施市	平成26年経済センサス-基礎調査の企画・立案に向けた諸課題の 具体的な対応策について、国と地方公共団体が連携して検討 【23 年度】 第1回(10 月 27,28 日) ○ 経済センサス-基礎調査の実施に向けた検討状況等 ○ 経済センサス-基礎調査試験調査の実施について 【24 年度】 ※23 年度に引き続き、2回程度開催予定 <検討課題> ・基礎調査の実施方法及び調査事項 ・試験調査結果の分析 等
●商業統計調査との同時実施		
随 時	経済産業省	平成26年に実施が予定されている商業統計調査との同時実施に ついて、経済産業省と連携し検討 <検討課題> ・調査のスキーム ・総務省・経済産業省における役割分担 ・地方事務の効率化 等